

資料3

事業者等の 指定申請の解説

目次

- 1 概要 (P4～)
- 2 指定申請 (P24～)
- 3 指定基準 (P65～)
 - (1) 用語の定義について (P66～)
 - (2) 障害福祉サービス事業等の形態について (P72～)
 - (3) 訪問系サービスの人員・設備基準について (P78～)
 - (4) 通所系サービスの人員・設備基準について (P93～)
 - (5) 住居系・入所サービスの人員・設備基準について (P122～)

目次

(6) 相談系サービスの人員・設備基準について (P138～)

(7) 障害児通所支援事業の人員・設備基準について (P146～)

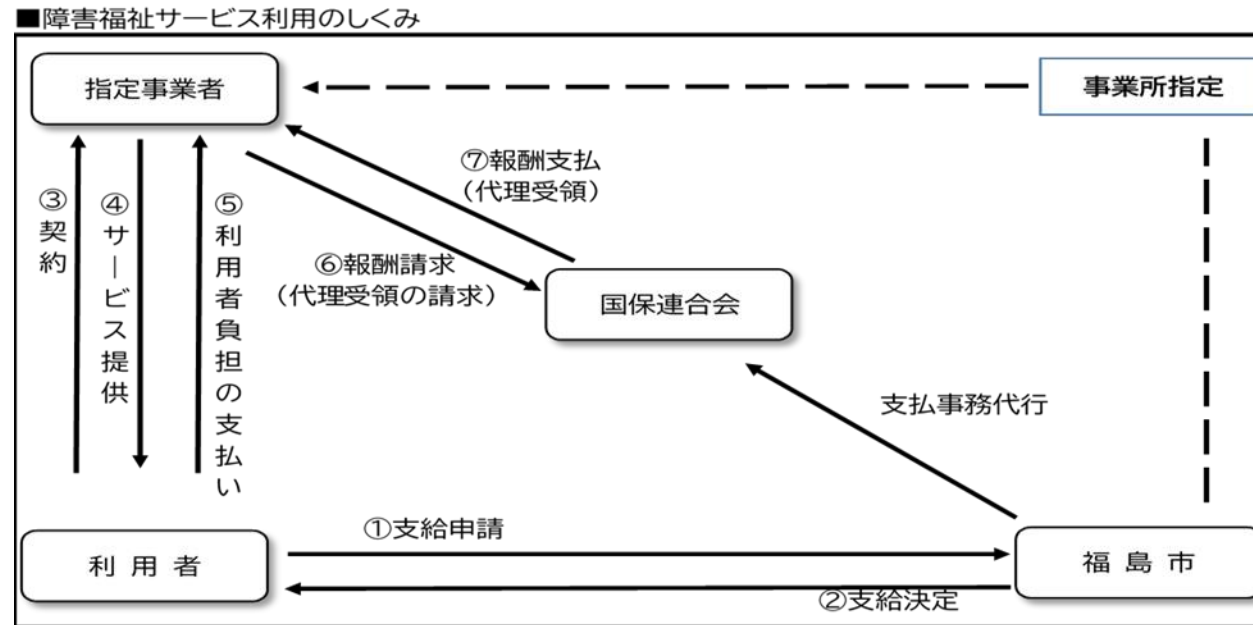
4 その他必要な手続き等(P180～)

I 概要

1 はじめに

福島市指定障害福祉サービス事業者等指定申請の手引き(以下「手引き」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条第1項に規定される指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設、第51条の14第1項に規定される指定一般相談支援事業者、第51条の17第1項第1号に規定される指定特定相談支援事業者、児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第21条の5の3第1項に規定される指定障害児通所支援事業者または第24条の26第1項第1号に規定される障害児相談支援事業者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)の指定を受けるために必要な要件や手続方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読みください。

なお、この手引きの内容については、新規に指定申請を受ける事業者はもとより、**既存の事業者においても、サービスの提供を行う上での内容が記載されています**ので参考としてください。



2 サービス種類と概要について

(1)介護給付:障害者総合支援法第28条第1項

①居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者が外出する際に必要な援助を行う。

④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき、当該障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他当該障がい者が行動する際の必要な援助を行う。

⑤療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他医療を必要とする障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

⑥生活介護

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

⑦短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行う。

⑧重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助及び自立生活援助を包括的に提供する。

⑨施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び援助その他必要な日常生活上の支援を行う。

(2)訓練等給付:障害者総合支援法第28条第2項

①自立訓練(機能訓練)

障がい者に対して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

②自立訓練(生活訓練)

障がい者に対して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

③就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

④就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

⑤就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

⑥就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題への相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

⑦自立生活援助

居宅で生活する障がい者に対して、定期的な巡回訪問又は随時通報により、居宅での自立した日常生活を営む上での各般の問題等を把握し、必要な情報提供、助言及び相談並びに関係機関との連絡調整等、自立した生活を営むために必要な支援を行う。

⑧共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に対して、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先及びその他関係機関との連絡並びにその他必要な日常生活上の支援を行う。

(3)地域相談支援給付:障害者総合支援法第51条の13

①地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

②地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

(4)計画相談支援給付:障害者総合支援法第51条の16

①サービス利用支援

障害福祉サービス等の申請若しくは変更の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。また、支給決定若しくは支給決定の変更の決定後に障害福祉サービス事業者等との連携調整等の便宜を供与するとともに、支給決定に係るサービスの種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。

②継続サービス利用支援

支給決定の有効期間内において、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき、必要な便宜を供与する

(5)障害児通所支援給付:児童福祉法第21条の5の2

①児童発達支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

③放課後等デイサービス

就学している障がい児に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

④居宅訪問型児童発達支援

障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

⑤保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

(6)障害児入所給付:児童福祉法第24条の2

①福祉型障害児入所施設

障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。

②医療型障害児入所施設

障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設

(7)障害児相談支援給付:児童福祉法第24条の25

①障害児支援利用援助

通所給付決定等の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成する。また、支給決定若しくは支給決定の変更の決定後に指定障害児通所支援事業者等との連携調整等の便宜を供与するとともに、支給決定に係る障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」を作成する。

②継続障害児支援利用援助

支給決定の有効期間内において、障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、必要な便宜を供与する。

3 指定の要件について

障害福祉サービス事業等を提供する事業者の指定は、障害者総合支援法、児童福祉法及び福島市種別ごとにおける基準条例等の規定に基づき、次のとおりの要件として、「サービス種類ごと」、「事業所ごと」に行います。

なお、指定を受けようとする場合については、下記要件を満たしていただく必要があります。

- ・法人格を有すること。（※障害者支援施設にあたっては社会福祉法人であること。）
- ・申請に係るサービス事業所又は施設の指定基準を満たすこと。
- ・適正な運営が見込めること。
- ・その他障害者総合支援法第36条第3項各号、第51条の19第2項、第51条の20第2項及び児童福祉法第21条の5の15第3項各号、第24条の28第2項に掲げる欠格事項に該当していないこと。

(1) 事業者・施設の責務について

(障害者総合支援法第42条、第51条の22 児童福祉法第21条の5の18、第24条の30)

①	関係機関との連携を図りつつ、障がい者等の意向、適性、障がいの特性その他事情に応じてサービス提供を効果的に行うように努めること。
②	提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
③	障がい者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法、その他関連する法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

(2) 指定基準について

(障害者総合支援法第43条、第51条の23、第51条の24、児童福祉法第21条の5の19、第24条の31)

サービス種別ごとに次の3つの視点から、指定基準が定められています。指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要があります。

人員基準	従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準
設備基準	事業所に必要な設備等に関する基準
運営基準	サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施するうえで求められる運営上の基準

(3) 最低基準について

障害福祉サービスのうち、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、最低基準を満たす必要があります。

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対し福島市は、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分の対象となります。

(障害者総合支援法第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28、第51条の29、児童福祉法第21条の5の22、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の34、第24条の35、第24条の36)

(4) 事業所設置地域について

事業所の開設にあたり、開設予定地が市街化調整区域や各種ハザードマップ等における対象区域に該当しているか確認をお願いします。なお、各種ハザードマップ等における対象区域に該当する場合には、その開設予定地では指定できません。また、それにより事業者が予定していた計画に変更が生じる場合等もありますのでご了承ください。

4 指定に関する手続きについて

(1) 新規指定

新たに事業を実施する事業者は、「Ⅱ 指定申請について」を参照し、指定申請を行ってください。指定は、サービス種別ごとに行いますので、すでに指定を受けている事業者であっても、他の種類のサービスを行う場合は、改めて指定を受ける必要があります。

(2) 指定変更

次の場合には、指定の変更を申請する必要があります。

①	指定障害福祉サービス事業者が「生活介護」、「就労継続支援A型」及び「就労継続支援B型」の障害福祉サービスの量(定員)を増加しようとするとき。 ※減少する場合は、「Ⅳ その他必要な手続きについて」を参照してください。
②	指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は入所定員を増加しようとするとき。 ※減少する場合は、「Ⅳ その他必要な手続きについて」を参照してください。
③	指定障害児通所支援事業者が、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の障害児通所支援の量(定員)を増加しようとするとき ※減少する場合は、「Ⅳ その他必要な手続きについて」を参照してください。

※指定変更の手続きについては、基本的に新規指定と同様となりますのでご留意願います。

(3) 指定更新

指定の有効期間は、原則として6年間です。指定通知書に有効期間が記載されておりますので、有効期間が終了するまでの間に、指定更新の手続きを行う必要があります。

5 根拠となる条例等について

指定の基準・根拠となる法令については、障害者総合支援法及び児童福祉法のほか、福島市各種基準条例等により定められています。

1 基本法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

2 指定基準関係法令

(1) 障害福祉サービス

指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
最低基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

(2)障害者支援施設	
指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
最低基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
(3)地域相談支援	
指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
(4)計画相談支援	
指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

(5) 障害児通所支援

指定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
------	-------------------------------------

解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
------	---

(6) 障害児相談支援

指定基準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
------	------------------------------------

解釈通知	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
------	--

3 報酬関係

(1) 障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

解釈通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(2) 地域相談支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

(3) 計画相談支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

(4) 障害児相談支援

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

4 福島市条例

(1) 障害福祉サービス

指定基準	福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
------	--

最低基準	福島市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
------	-----------------------------------

(2) 障害者支援施設

指定基準	福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
------	------------------------------------

最低基準	福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
------	-------------------------------

(3) 障害児通所支援

指定基準	福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
------	--------------------------------------

Ⅱ 指定申請

1 指定申請スケジュールについて

指定日(事業開始が可能となる日)は、毎月1日を基本とします。事前協議、申請受付後に審査いたしますので、指定申請書類は、事業開始(希望)日前々月の10日までに必ず提出してください。

また、審査が混み合う場合もありますので、事前に電話予約の上、早めにご相談ください。

(※担当者不在の場合がありますので、来庁される際は必ず電話で予約をお願いします。)

●電話 024-597-6468 (福祉監査課直通)

【概要】

(1) 指定申請書は事業開始希望日の前々月の10日までに必要書類を添付して提出

【例】4月1日に開始(指定)を希望する場合は、2月10日までに提出

(2) 指定日は原則毎月1日

【例】事前協議書(事業計画書)の確認が2月1日に終了し、2月10日までに指定申請書を提出した場合については、4月1日に指定(最短)(※審査期間は除きます。)

(3) 指定を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ① 申請法人の代表者及び役員等が福島市暴力団排除条例(平成24年3月27日条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員
- ② 申請法人の代表者及び役員等が市県民税(市町村民税・都道府県民税)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税(法人市町村民税)、事業所税又は入湯税を滞納しているとき。

2 事前協議について

指定申請前に事前協議を行います。事業開始希望日の3か月以上前までに、事業計画書を作成のうえ提出してください。

なお、施設・設備整備等を要するものについては、その着工前まで（具体例：グループホームの着工や用途変更前まで）に必ず事前協議を行ってください。

事前協議を行う上で、事業計画書の提出を必要とします。事業計画書が適正であった場合についてのみ、新規指定申請書の受付を行います。受付後、審査を行います。なお、サービス種類によっては、申請相談に時間を要することがありますので、あらかじめ御了承ください。

また、すでに共同生活援助の指定を受けている事業所で、あらたに住居を追加する事業所については、設備等の基準要件に合致するか確認するため、新規指定時と同様に事前協議を行います。事業追加のおおむね3か月以上前までに事業計画書等を提出したのち、審査終了後、変更届出書の提出となりますので留意願います。

事前協議及び指定申請の際は、行政書士及び建築会社等の職員単独での協議等はいりません。必ず、実施法人の代表者、管理者(予定)または担当者が必ず同行してください。

原則として、指定申請書類の提出までに、複数回の事前協議(確認)を行います。事前に電話予約の上、来庁してください。

●電話 024-597-6468（福祉監査課直通）

3 事業計画書について

利用者が安心して障害福祉サービス事業所を利用できることや運営法人の経営基盤が安定していることなど、利用者ニーズと本市の状況を適切に把握している事業者を指定するために、指定申請書の受付前に事業計画書の提出(事前協議)が必要となります。

事業計画書については、市ホームページに掲載してありますので、各サービス事業の様式に基づき提出してください。

事業計画書の内容が適切な場合は、新規指定申請書を受付し、内容が不適切の場合は助言を行い、内容が適切になるよう指導いたします。

なお、事業計画書については、下記の書類を添付願います。

- ①直近の決算書
- ②収支予算書
- ③建物の平面図
- ④案内図
- ⑤勤務形態一覧表
- ⑥その他新規指定申請に必要と認められる書類

4 各法令に基づく必要な手続きの確認等について

指定申請時においては、各種法令に基づく基準等に適合している必要があります。基準等に適合しない場合等については、新規申請を受け付けできませんのでご了承願います。

■都市計画法関係

(1)市街化調整区域ではないことの確認について

市街化調整区域では、開発審査会の開発許可を受けなければ、新築、増改築及び既設建物の用途変更はできません。許可の条件には厳しい制限がかかりますので、事前に開発建築指導課と協議・手続きが必要です。

なお不明な点については、福島市開発建築指導課へ確認願います。なお、福祉監査課では、開発建築指導課と事業者の協議録を提出してもらう場合がありますので、その作成をお願いします。

■建築基準法関係

(1)建築確認申請について

建築確認申請の手続きは、建築物を新築する場合や増改築する場合だけでなく、既存の建物の全部又は一部の用途を福祉関係施設に変更する場合についても、必要となる場合があります。

用途変更の確認申請が必要となるのは、変更後の用途が「児童福祉施設等」や「寄宿舍」など建築基準法上の特殊建築物となり、変更部分の床面積が200㎡を超える場合です。

確認申請が必要な用途変更を行う場合には、建築基準法に基づき、工事を始める前に建築確認申請を行っていただき、建物の計画が建築基準関係規定に適合することの確認を受け、「確認済証」の交付を受けなければなりません。

(2)完了検査について

建築物を建てた後には、建築基準法に基づき、完了検査を受け、「検査済証」の交付を受けなければなりません。指定申請の際、(1)の確認済証とあわせて、検査済証の写しも提出いただきますので、ご注意ください。

なお、検査済証を紛失した場合は、開発建築指導課にて検査済証明を発行可能です。当証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができます。

また、建築物が完了検査を受けていない場合は、開発建築指導課へご相談ください。

(3) 福祉関係施設の建築基準法上の制限について

福祉関係の施設は、その多くが建築基準法上の特殊建築物となり、一般建築物よりも厳しい制限を受けます。

既存の建物を利用する場合には、建築基準関係規定に適合していない箇所については改修し、適合させる必要がありますのでご注意ください。また、確認申請が不要の場合でも、新たな計画に対する法規制は適用され、建築基準関係規定に適合させる必要があります。法適合の確認は建築士に依頼してください。

【特殊建築物となる福祉関係施設の例】

◎「児童福祉施設等」に該当する施設の例

○建築基準法施行令第19条第1項に掲げる用途

- ・児童福祉施設(例:保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)
- ・助産所
- ・身体障害者社会参加支援施設(例:身体障害者福祉センター)
- ・保護施設(例:救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設)
- ・婦人保護施設

- ・老人福祉施設(例:老人デイサービス、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター)
- ・有料老人ホーム
- ・母子保健施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設

(4)グループホームの用途について

障害者のグループホームは、一般的には建築基準法上「寄宿舍」の規定が適用されます。そのため、既存の建築物を活用してグループホームを設置するにあたっては、防火上主要な間仕切壁の設置や階段の規定への適合などが必要となり、建築基準関係規定に適合するように改修工事を行わなければならない場合があるなど、活用がしづらい状況となっております。

戸建て住宅を活用する場合(既存建築物に限る)について、①のとおり福島県土木部長通知(21建築1047号)に準じた取扱いとしています。

また、共同住宅の住戸を活用する場合について、②のとおり取扱いとしています。

①【戸建て住宅を活用する場合】(既存建築物に限る)

当該建築物が、一般的な住宅の形態となっており、次のア～カの基準をすべて満たす場合には、住宅として取扱うこととします。

ア	既存住宅を活用する際、当該建築物が適法な状態(既存不適格※1を含む)であること。
イ	既存住宅を活用する際、構造耐力上の危険性が増大していないこと。
ウ	階数が2階以下(地下を有しないこと)で、延べ面積が200㎡未満のものであること。 (敷地内の附属棟は含めず、一棟ごとに判断します)
エ	各寝室から廊下階段及び屋外通路を経て道路等の敷地外の安全な場所に避難できる構造であること。
オ	原則として、定員が浄化槽処理対象人員を超えていないこと。
カ	消防法の規定に基づき、住宅用火災警報器を設置していること。

※1:既存不適格⇒現在の建築基準法の規定に適合していないが、建築当時の規定には適合しているもの。

②【共同住宅の住戸を活用する場合】

当該共同住宅の一住戸に単身者(1名)のみ入居する場合であって、一般的な共同住宅の形態と相違ないものは共同住宅と扱います。

(5)その他

- ①建築確認申請等の不明な点については、開発建築指導課へ確認していただきますようお願いいたします。なお、福祉監査課では、開発建築指導課と事業者の協議録を提出していただく場合がありますので、その作成をお願いいたします。
- ②建物の新設、用途変更の際に「人にやさしいまちづくり条例」に係る届出が必要となりますので詳細については、開発建築指導課へお問い合わせください。
- ③既存の建築物を用途変更する際に建築基準法の規定を緩和可能な告示もあります。
(例)・防火上主要な間仕切壁(令第114条) H26国土交通省告示第860号
・階段(令第23条) H26国土交通省告示第709号

■ 消防法関係

(1) 社会福祉施設の主な防火管理及び消防用設備等について

消防法施行令別表第一(6)項口(自力避難困難者入所福祉施設等)	
防火管理者	収容人員10人以上
消火器	全部
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上
スプリンクラー設備	全部(一部施設は延べ面積275㎡以上)
自動災害報知設備	全部
漏電火災警報器	ラスモルタル造の建築物で延べ面積300㎡以上又は契約電流容量が50アンペアを超えるもの
火災通報装置※	全部(自動火災報知設備と連動して起動)
非常警報器具・設備	収容人員20人以上
避難器具	20人以上※一部10人以上の規定あり
誘導灯	全部
防火対象物品	カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等

消防法施行令別表第一(6)項八(老人福祉施設、児童養護施設等)

防火管理者	収容人員30人以上	
消火器	延べ面積150㎡以上	
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上	
スプリンクラー設備	地階を除く階数が11以上のもの又は床面積合計6,000㎡以上	
自動災害報知設備	全部 (入居・宿泊させるもの)	延べ面積300㎡以上 (入居・宿泊させるもの以外)
漏電火災警報器	ラスモルタル造の建築物で延べ面積300㎡以上又は契約電流容量が50アンペアを超えるもの	
火災通報装置※	延べ面積500㎡以上	
非常警報器具・設備	収容人員20人以上	
避難器具	20人以上 ※一部10人以上の規定あり	
誘導灯	全部	
防火対象物品	カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等	

※火災通報装置とは、消防機関へ通報する火災報知設備

構造・階数等によって設置基準が異なる場合があります。消防用設備等の設置・免除等に関わる具体的な内容は、**消防本部予防課消防設備係(TEL:024-534-9103)**へ相談してください。

(2) 用途別一覧について(障がい該当部分抜粋)

消防法施行令別表第一(6)項ロ(自力避難困難者入所福祉施設等)

(4)(障害児施設)

障害児入所施設

(5)(障害者施設)

障害者支援施設

短期入所を行う施設又は共同生活援助を行う施設(※)

消防法施行令別表第一(6)項ハ(老人福祉施設・児童養護施設等)

(4)(障害児施設)

児童発達支援センター

児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設

(5)(障害者施設)

身体障害者福祉センター

障害者支援施設(※)を除く

共同生活援助を行う施設(※)を除く

地域活動支援センター

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※避難が困難な障害者を主として入所させるもの

➡障害支援区分が4から6の者を対象とし、定員の概ね8割を超えることを目安に判断(H26.3消防予第81号
消防庁予防課長通知)

(3) その他

共同住宅等の一部を当該福祉施設として利用する場合には、消防法施行令別表第一に掲げる(16)項イ(複合用途防火対象物)として規制を受ける場合があります。

消防法に係る不明点等については、消防本部予防課調査係・消防設備係(TEL:024-534-9103)へ相談してください。

なお、福祉監査課では、消防本部予防課調査係と事業者の協議録(「施設の開設に係る事前協議書」)を提出してもらう場合がありますので、その作成をお願いします。

■食品衛生法関係

(1) 営業許可または営業届出について

食品の調理・製造・加工・販売を行おうとする場合は、食品衛生法に基づく営業許可の取得、または営業届出の提出が必要になります。

また、給食の提供を行おうとする場合も原則として営業許可または営業届が必要となりますので、事前に市保健所衛生課へ相談してください。

なお、福祉監査課では、保健所衛生課と事業者の協議録を提出してもらう場合がありますので、その作成をお願いします。

4 各法令に基づく必要な手続きの確認等について

【1. 営業許可業種】

1.飲食店営業
2.調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
3.食肉販売業
4.魚介類販売業
5.魚介類競り売り営業
6.集乳業
7.乳処理業
8.特別牛乳搾取処理業
9.食肉処理業
10.食品の放射線照射業
11.菓子製造業
12.アイスクリーム類製造業
13.乳製品製造業
14.清涼飲料水製造業
15.食肉製品製造業

4 各法令に基づく必要な手続きの確認等について

16.水産製品製造業

17.冰雪製造業

18.液卵製造業

19.食用油脂製造業

20.みそ又はしょうゆ製造業

21.酒類製造業

22.豆腐製造業

23.納豆製造業

24.麺類製造業

25.そうざい製造業

26.複合型そうざい製造業

27.冷凍食品製造業

28.複合型冷凍食品製造業

29.漬物製造業

30.密封包装食品製造業

4 各法令に基づく必要な手続きの確認等について

31.食品の小分け業

32.添加物製造業

4 各法令に基づく必要な手続きの確認等について

【2. 営業届出業種】

1.魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)
2.食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)
3.乳類販売業
4.冰雪販売業
5.コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)
6.弁当販売業
7.野菜果物販売業
8.米穀類販売業
9.通信販売・訪問販売による販売業
10.コンビニエンスストア
11.百貨店、総合スーパー
12.自動販売機による販売業(5.コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)
13.その他の食料・飲料販売業
14.添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)

4 各法令に基づく必要な手続きの確認等について

15.いわゆる健康食品の製造・加工業
16.コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)
17.農産保存食料品製造・加工業
18.調味料製造・加工業
19.糖類製造・加工業
20.精穀・製粉業
21.製茶業
22.海藻製造・加工業
23.卵選別包装業
24.その他の食料品製造・加工業
25.行商
26.集団給食施設
27.器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)
28.露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
29.その他

4 各法令に基づく必要な手続きの確認等について

■健康増進法関係

(1) 特定給食施設設置届について

一日20食以上提供する場合には、特定給食施設等の給食開始届が必要になります。

分類	説明	根拠法令等
特定給食施設	継続的に1回100食以上又は1日250食以上供給する施設	健康増進法第20条第1項
小規模特定給食施設	継続的に1回20食以上100食未満又は1日50食以上250食未満供給する施設	福島市特定給食施設等指導実施要綱第2条

また、不明な点等については、市健康推進課へ相談してください。

なお、福祉監査課では、健康推進課と事業者の協議録を提出していただく場合がありますので、その作成をお願いします。

5 定款について

障害福祉サービス事業者等としての指定を受ける際には、提出していただく定款及び登記簿謄本（登記事項全部証明書）に、申請に係る事業についての記載が必要となります。

新たに法人を新設する場合や事業の追加をされる場合については、事前に法務局への登記等が必要ですのでご留意願います。

(1) 障害福祉サービス事業等の定款表記について

行う事業名等	定款表記
① 障害者支援施設	障害者支援施設の経営
② 障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
③ 一般相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
④ 特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」
⑤ 障害児通所支援事業	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
⑥ 障害児相談支援	児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(2) 各種法人格における定款表記等の留意事項について

法人格の種類によって、定款を審査・変更する機関が違います。変更にどれくらいの期間を要するか、表記内容、表記箇所等も違いますので、各種法人格の認可を受けた機関へ事前に相談してください。

福祉監査課としては、**変更後の定款等で指定いたしますので、遅くとも、事前協議中に定款の変更を行って** いてください。

6 提出書類について

(1) 提出書類

指定申請の際の提出書類については、「指定申請に係る必要(添付)書類一覧表」のとおり提出してください。なお、サービス種別によって提出書類が異なりますので留意してください。

申請に必要な様式等につきましては、福島市ホームページに掲載していますので、ダウンロードのうえ提出してください。

●ホーム＞健康・福祉＞福祉・介護＞障がい者福祉＞障がい児・者のための福祉サービス＞指定障害福祉サービス事業者等(事業者向けページ)に掲載してあります

また、状況に応じて個別にその他書類を求める場合がありますのでご了承ください。

(2)書類一覧表に係る留意事項(※②・③にて重複する書類は①を参照願います)

①指定障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者

必要(添付書類)	留意事項	様式
指定(更新)申請書	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業者・障害者支援施設・一般相談支援事業者のどこに該当するのかわかるように記載すること。(○で囲む等)・代表者の住所は、自宅の住所(登記簿謄本に記載されている住所)を記載すること。・法人印は印鑑証明書と同一のものを使用すること。なお、福島市規則で定める押印の特例を定める規則(令和3年2月25日規則第1号)に基づき、押印の省略が可能です。	様式第1号

<p>変更申定款又は寄附行為及び登記事項証明書又は条例等請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・障害者支援施設のどこに該当するのかを分かるように記載すること。(○で囲む等) ・変更前と変更後をできるだけ詳細に記載すること。(日付も入れること。) ・代表者の住所は、自宅の住所(登記簿謄本に記載されている住所)を記載すること。 ・法人印は印鑑証明書と同一のものを使用すること。なお、福島市規則で定める押印の特例を定める規則(令和3年2月25日規則第1号)に基づき、押印の省略が可能です。 ・変更前と変更後はわかりやすく記入すること。 	<p>様式第2号</p>
<p>指定に係る記載事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・付表に明記する事項は、添付書類と相違がないように注意すること。 ・第三者評価を実施している旨を記載する場合は、どのような第三者評価を実施しているか分かる資料も添付すること。 	<p>付表1～16のうち、該当事業に関するもの</p>
<p>印鑑証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原本提出(3か月以内のもの) 	

<p>定款又は寄附行為及び登記事項証明書又は条例等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・14ページの「5 定款について」を参考に提出すること。 ・登記事項証明書は原本提出(3か月以内のもの) ・定款については、原本と相違しない旨の奥書証明を行うこと。 <p>【記載例】 この写しは原本と相違ありません。 令和△年△月△日 △△△法人△△ 理事長 △△△ 印←法人代表者印</p>	
<p>組織体制図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名まで明記し、他の事業所等と兼務している場合は、兼務状況がわかるように兼務事業所を含めて作成すること。 ・すべての兼務関係を明確にすること。 	
<p>経歴書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主な職歴の記載は、学校卒業後から記載すること。 ・資格の種類は、福祉関係のものを明記すること。 ・全職員分を提出すること。 	<p>参考様式1</p>
<p>管理者の資格を証明するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス種別に応じて以下の書類を提出すること。 ○実務経験証明書 ○資格者証の写し 	
<p>養成研修(現任研修)修了証の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援従事者養成研修、障がい者相談支援従事者現任研修修了証の写しを提出すること。 ・講義部分のみ受講の場合も提出すること。 	

サービス管理責任者研修 修了証の写し	・旧分野別研修・基礎研修・実践研修・更新研修の修了証の写しを提出すること。	
実務経験（見込）証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・従事した事業所・施設ごとに提出すること。 ・直接処遇した業務のみ記入すること。（管理業務・事務業務等は除く） ・産休・育休等の長期間の休暇を取得している期間は算入しないこと。 	参考様式2 参考様式2-2
サービス管理責任者が有する資格者証の写し	・資格者証の写し	
平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・新築又は改築により建築士等が作成した平面図がある場合は添付すること。 ・全体図、階数ごとに1部ずつ提出すること。 ・面積も記載すること。 	参考様式3
居室面積等一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・全体図、階数ごとに1部ずつ提出すること。 ・共同生活援助の場合、ユニットごとに提出すること。 	参考様式4
設備・備品等一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・全体図、階数ごとに1部ずつ提出すること。 ・共同生活援助の場合、ユニットごとに提出すること。 	参考様式5
併設する施設の概要	・併設する施設がある場合に提出すること。	参考様式6

<p>運営規程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに指定基準に定められている事項について、明記すること。 ・共同生活援助の場合、各ユニットを明記すること。また、日中・夜間時間の設定をすること。 ・その他資料と相違ないことを確認すること。 ・「別紙による」等の記載がある場合、必ず別紙等も添付すること。 ・就労系障害福祉サービスの在宅提供を行う場合は、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。 	
<p>利用者等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人で対応する場合は、その旨を記載すること。 ・苦情対応マニュアル等がある場合は、提出すること。 ・「別紙による」等の記載がある場合、必ず別紙等も添付すること。 	<p>参考様式7</p>
<p>協力医療機関との契約の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写しを添付すること。 ・自動更新している場合は、自動更新する意思を明確にする書類を添付すること。 ・生活介護の場合、嘱託医契約の写しを提出すること。 	<p>参考様式8</p>
<p>サービス提供時間外及び緊急時における連絡体制の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に記入すること。 	<p>参考様式9</p>

障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談支援事業者の場合は、同様の様式を提出すること。 	誓約書様式
主たる対象者を特定する理由	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程との整合性を図ること。 	参考様式10 (同行援護) 参考様式10-2
従業者の資格を証明するもの(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系事業所は従業者全員分提出すること。 ・従業者の資格によって加算を算定する場合は、算定根拠として提出すること。 ・人員配置基準上、有資格者を配置の義務がある場合はその資格を証明するものの写しを提出すること。 	
案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい案内図を提出すること。 	
決算報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体のものを提出すること。 ・決算時期が未到達の場合、前年度分を提出すること。 ・当課が必要と認める場合については、2年分を提出していただくこともありますのでご了承願います。 	

事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書との整合性が必要です。 ・数字を使用し、具体的な計画書であること。 ・事前審査用の事業計画書とは異なる場合は、新たに作成したものを提出すること。（※事前協議書に添付した内容と同様の場合は、同様のものを提出すること。） 	任意様式 ※事前協議時に提出した同様のものでも可
収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書との整合性が必要です。 ・歳入及び歳出の積算根拠を明確にすること。 ・新規指定日が、年度下半期以降の場合は、当年度分とあわせ翌年度分も提出すること。 ・事業所単位で作成したものを提出すること。 	
建築基準法に基づく確認申請書・検査済証(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・当課が必要と認める場合は、開発建築指導課との協議録も添付すること。 ・書類一式を提出すること。 	
消防署の検査済証(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・当課が必要と認める場合は、消防署との協議録も添付すること。 	
食品衛生法に基づく許可証(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・当課が必要と認める場合は、保健所衛生課との協議録も添付すること。 	

<p>介護保険法に基づく指定書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原本証明したうえで、提出すること。 ・訪問系サービスを実施する事業者で、訪問介護を実施している場合、提出すること。 	
<p>緊急時避難経路図及び防災実施方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画に明記してある場合は不要です。 	
<p>マニュアル関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応、感染症対応、虐待防止の各マニュアルを作成し、提出すること。 ・法人独自に作成したものを提出すること。また、明記してある内容が事業の内容と乖離しないものとする。 	
<p>法人の諸規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で指定及び未提出の法人の場合は提出すること。 ・就業規則・給与規程等も提出すること。 ・労働基準監督署の收受印が押印されている規則等の写しを提出することが原則です。 ・労働基準監督署に提出義務がなくても、円滑な事業所運営を実施する上で作成が必要です。 	
<p>従業員の辞令書(写し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・兼務状況・職員配置の根拠とするため、提出すること。 ・原本証明したうえで、提出すること。 	
<p>加算に係る届出等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙「各種加算に係る届出一覧表」を参照し、加算算定に必要な届出を提出すること。 	

※1: サービス種別に応じて提出を求める資料が異なるため、「指定等申請に係る必要(添付)書類一覧表」を必ず確認してください。

※2: 加算関係については、厚生労働省の解釈通知を参照願います。

②特定相談支援事業者・特定障害児相談支援事業者

必要(添付書類)	留意事項	様式
指定(更新)申請書	<ul style="list-style-type: none">代表者の住所は、自宅の住所(登記簿謄本に記載されている住所)を記載すること。法人印は印鑑証明書と同一のものを使用すること。なお、福島市規則で定める押印の特例を定める規則(令和3年2月25日規則第1号)に基づき、押印の省略が可能です。	
指定に係る記載事項	<ul style="list-style-type: none">付表に明記する事項は、添付書類と相違がないように注意すること。一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)は①の様式による申請等となるため留意すること。	
事業所の管理者・相談支援専門員の経歴書	<ul style="list-style-type: none">主な職歴の記載は、学校卒業後から記載すること。資格の種類は、福祉関係のものを明記すること。	

<p>相談支援専門員の資格を証明するもの(写し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援従事者養成研修、障がい者相談支援従事者現任研修等の修了証の写しを提出すること。 ・資格者証も提出すること。 	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号又は児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業と特定障害児相談支援事業を実施する場合は1部ずつ提出すること。 	<p>(特定相談) 参考様式8</p> <p>(障害児相談) 参考様式9</p>

※重複する書類は「①指定障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者」の必要書類、留意事項等を参照してください。また、指定された様式については、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の様式により作成してください。

③指定障害児通所支援事業者

必要(添付書類)	留意事項	様式
指定(更新)申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者の住所は、自宅の住所(登記簿謄本に記載されている住所)を記載すること。 ・法人印は印鑑証明書と同一のものを使用すること。なお、福島市規則で定める押印の特例を定める規則(令和3年2月25日規則第1号)に基づき、押印の省略が可能です。 	様式1
指定に係る記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の付表に明記する事項は、添付書類と相違がないように注意すること。 	付表1～7のうち、該当事業に関するもの
医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型児童発達支援のみ要提出 	

※重複する書類は「①指定障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者」の必要書類、留意事項等を参照してください。また、指定された様式については、障がい児通所支援事業の様式により作成してください。

7 申請方法及び申請先について 【事前審査後、事業開始希望日の前々月10日まで】

(1) 提出書類

①	申請書
②	付表
③	参考様式
④	その他添付書類

(2) 提出部数及び提出先

提出書類は、福島市健康福祉部福祉監査課へ1部提出してください。

なお提出後、確認する事項等がある場合がありますので、副本を作成し保管しておいてください。

また、窓口持参を原則としますが、郵送によることもできます。

(3) 複数の事業所、複数のサービスの種類を申請する場合

①事業所ごとに申請書を作成してください。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の申請を行う場合は、申請書は1部です。

②サービスの種類ごとの付表に必要事項を記入し、必要な添付書類を作成してください。

(4) 指定変更(主に定員増)をする場合

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス事業における既存事業所等の定員増については、新規指定申請と同様の取扱いとしますので、事前協議の確認を終了したのち、指定変更申請となりますのでご留意願います。

(5) 共同生活援助における住居追加

すでに共同生活援助の指定を受けている事業所で、あらたに住居を追加する事業所については、設備等の基準要件に合致するか確認するため、新規指定時と同様に事前協議を行います。事業追加の3か月以上前までに事業計画書等を提出したのち、審査終了後、変更届の提出をお願いします。

(6) 総量規制対象事業(※令和4年度現在)

「第6期福島市障がい福祉計画・第2期福島市障がい児福祉計画」及び利用実績等に基づき、令和5年度までのサービス提供量が見込量を上回ることから、下記事業においては、現在総量規制を実施していますので新規指定申請を受付していません。

- ① 就労継続支援B型
- ② 放課後等デイサービス
- ③ 児童発達支援

8 審査・指定・公示について

提出された書類について、受付後(※書類が不備なく整っている時点で受付)、50日で審査を行います。

また、設備基準に適合しているかを確認するため、指定前に現地確認を行います。なお審査の結果、内容が適切な場合は、提出された月の翌々月の1日に指定を行います。(※原則、設備基準の現地確認は指定日の10日前までに実施します。その時点で設備基準が不適合の場合については、指定日の変更もありますのでご了承願います。)

やむを得ない理由等により予定する指定日に変更があった場合に、利用者予定者の生活に影響が生じますので、利用者募集等の広報活動については、指定が確定するまで控えるようにしてください。

指定された障害福祉サービス事業者等については、障害者総合支援法第51条若しくは第51条の30、児童福祉法第21条5の25及び第24条の37に基づき、公示を行います。

なお、指定にあたっては、指定日や事業所番号が記載された指定通知書を送付します。

指定された事業者の情報については、報酬の審査・支払いのため、福島県国民健康保険団体連合会に提供します。

9 指定申請(事務フロー)について

新規で事業所を開設する場合のおおまかな流れについては、下記のとおりです。

実施項目	期日	説明
事前協議 (事業計画書 提出) ↓ 内容の確認	随 時 ※1:事業開始予 定の3か月以上 前まで) ※2:必ず事前に 電話連絡のうえ、 市事業者指定担 当者と面談日時 を予約してから 来庁してください。	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業者等の指定を受けるためには、申請者の要件（法人格の取得、事業目的の明確化等）のほか、サービスの種類ごとに厚生労働省令または市条例で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。・指定申請にあたっては、事前に、必要な手続きや人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成など、様々な準備を行う必要があります。・都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令等の担当部署と事前に協議し、必要な手続きについて確認してください。 ➡必要に応じて、物件等の調査をする場合があります。事業計画書の確認前に物件等の契約をすることは危険ですので、必ず事業計画書の内容が確認されたのち、指定申請を行ってください。・事業のコンセプトや職員及び利用者確保の具体的計画、人員及び設備基準をこの時点で確認します。

新規指定申請書類の提出	指定を受ける予定月の前々月の10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議書(事業計画書等)の内容を市で確認したのち、指定申請書を提出してください。 ※事前協議を行わず、新規指定申請はできませんのでご了承ください。
<p style="text-align: center;">審査 現地確認</p>	指定を受ける予定の月の前月	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容が指定基準等に適合しているか確認するため、書類審査を行います。 ・設備基準等の現地確認は指定日の10日前までに実施します。その時点で設備基準等が不適合の場合については、指定日の変更もありますのでご了承ください。
指 定	毎月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・原則毎月1日付けで指定します。 ・指定時に指令書を送付または窓口において手渡しします。 ・指定の有効期間は6年間です。有効期間を終了する前に、更新申請が必要となります。

<p>公示 情報提供</p>	<p>指定後</p>	<ul style="list-style-type: none">・事業者名、指定事業所名、所在地等について告示を行うとともに、市ホームページに掲載して公示します。・福島県障害福祉サービス事業者台帳へ事業者情報を登録し、福島県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。・情報公表制度に基づく事業所登録と、情報の報告及び公表を行ってください。
--------------------	------------	--

Ⅲ 指定基準

1 用語の定義について

用語	内容等
常勤換算方法	<ul style="list-style-type: none">指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法です。 この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービスに従事する勤務時間の延べ時間となります。 <p>【注意①】</p> <ul style="list-style-type: none">勤務すべき時間数とは、就業規則で明記する勤務すべき時間です。なお、1週間に勤務すべき時間が32時間を下回る場合、32時間を基本とします。 例：就業規則：週40時間の場合 勤務した時間＝31時間 ➡$31(\text{時間}) \div 40(\text{時間}) = 0.775$(小数点第2位以下切り捨て) この場合、常勤換算は0.7人となる。

<p>常勤換算方法</p>	<p>【注意②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼務している場合は、それぞれ従事した時間数のみ算入すること。 <p>例：就業規則：週40時間で管理者兼生活支援員の場合</p> <p>管理者として勤務した時間＝15時間</p> <p>生活支援員として勤務した時間＝25時間</p> <p>➡$15(\text{時間}) \div 40(\text{時間}) = 0.375$</p> <p>この場合、管理者の常勤換算は0.3人となる。</p> <p>➡$25(\text{時間}) \div 40(\text{時間}) = 0.625$</p> <p>この場合、生活支援員の常勤換算は0.6人となる。</p>
<p>勤務延べ時間数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備を行う時間として明確に位置づけられている時間の合計数です。 <p>➡上記【常勤換算方法 注意①】を参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤が勤務すべき勤務時間数を上限とする。 <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過(時間外)勤務の時間数は算入できません。就業規則上週40時間と規定されている法人であれば、1日8時間以上の算入、4週で160時間以上の算入は不可となります。

<p>常勤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間数が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをさします。 ※併設されている事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるもの(事前に事業者ハンドブック等において確認してください。)については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすことになります。 ➡単純に常勤・非常勤の別については、正職員やパートという名称でわかるものではありません。
<p>「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」 「専従」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、サービス提供時間帯を通して指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをさします。また、常勤・非常勤の別は問いません。 例：雇用時間が20(時間)の生活支援員 ➡ 非常勤専従 雇用時間が40(時間)の管理者兼生活支援員 ➡ 常勤兼務

前年度の平均値	<p>(1) 基本的な取扱い</p> <p>当該年度の前年度(毎年4月1日で始まり翌年3月31日をもって終わる年度)の利用者延べ人数を開所日数で除して得た数です。小数点第2位以下を切り上げします。</p> <p>※人員基準上の「利用者」とは、前年度の平均値をもって「利用者」という。</p> <p>※「参考様式14-35 平均利用者算定シート」を使用し、計算してください。</p>
	<p>(2) 新たに事業を開始、再開、増床した事業所または施設</p> <p>新設または増床分の定員に関し、前年度において1年未満の実績しかない場合(実績が全くない場合を含む)の利用者の数等は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月未満の間は、利用定員の90%を利用者の数 ・6月以上1年未満は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月の開所日数で除して得た数 <p>【減床の場合】</p> <p>減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者の数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数(定員を減少する場合も同様とする。)</p>
	<p>(3) 就労定着支援及び自立生活援助の算出方法について</p> <p>① 基本的な取扱い</p> <p>当該年度の前年度(毎年4月1日で始まり翌年3月31日をもって終わる年度)の利用者延べ人数を開所月数で除して得た数です。小数点第2位以下を切り上げします。</p>

②新たに事業を開始、再開した事業所

前年度において1年未満の実績しかない場合(実績が全くない場合を含む)の利用者の数等は、次のとおりとする。

ア 就労定着支援

- ・6月未満の間は、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労継続支援」という。)を受けた後に一般就労(就労継続支援A型事業所への移行は除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とする。
- ・6月以上1年未満は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数
- ・新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数

イ 自立生活援助

- ・6月未満の間は、障害者総合支援法施行規則第34条の18の3の第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数
- ・6月以上1年未満は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数
- ・新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を2で除して得た数

多機能型	<p>以下のサービス中、2つ以上の事業を一体的に行うことの呼称。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護・自立訓練(生活訓練)・自立訓練(機能訓練) ・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 ・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援
○年以上の実務経験	<p>・○年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が○年以上であり、かつ、実際に従事した日数が1年あたり180日以上であるものをいう。</p>

2 障害福祉サービス事業等の形態について

(1) 従たる事業所の取扱いについて

指定障害福祉サービスのうち、以下のサービスについては主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置することができます。従たる事業所を設置する要件は以下①～③のとおりです。

① 定員の要件

サービス種別	定員の規模／従たる事業所
生活介護	6人以上
自立訓練（機能訓練）	6人以上
自立訓練（生活訓練）	6人以上
就労移行支援	6人以上
就労継続支援A型	10人以上
就労継続支援B型	10人以上

②人員及び設備に関する要件

ア	「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。
イ	「主たる事業所」と「従たる事業所」の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。
ウ	利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

③運営に関する要件

ア	利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。
イ	職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。また、必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること。 【例】従たる事業所の従業者が急病の場合、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制
ウ	苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
エ	事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
オ	人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(2) 出張所の取扱いについて

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、(1)の③の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができます。

【留意事項】

- ・(1)の②のウは出張所についても同様です。
- ・利用者等が自宅等から直接出張所に行くことはなく、必ず一度本体事業所へ行き、その後出張所へ行く場合のみ認めることとします。(※帰りも同様です。)
- ・本体事業所ありきの出張所のため、出張所のための営業は認められません。

(3) 多機能型事業所について

多機能型事業所とは、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援のうち2つ以上の事業を一体的に行うものをいう。

①多機能型事業所における定員規模の特例

多機能型事業所の定員規模は、それぞれの事業ごとに必要となる規模以上とするか、多機能型事業所の特例的な定員とすることもできます。

特例的な定員規模の適用を受ける場合、報酬基準において適用される定員区分は、各事業の定員を合計した定員によって判断します。

【障害福祉サービスのみ】

全体	生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援	就労継続支援(A型・B型)
20人以上	6人以上	10人以上

【障害福祉サービス＋障害児通所支援】

全体	生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援	就労継続支援(A型・B型)	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
20人以上	6人以上	10人以上	5人以上 (複数事業を行う場合は通じて5人以上)

②多機能型事業所における従業員の員数に関する特例

ア 常勤の従業者の員数の特例

利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき従業員の員数は、指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。

イ サービス管理責任者の員数の特例

多機能型事業所において、置くべきサービス管理責任者の員数は、指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は1人以上、61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上

ウ その他留意事項

多機能型により指定障害福祉サービス事業所ごとに配置される従業者(管理者及びサービス管理責任者を除く)間での兼務は認められない。

当該障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。なお、サービス管理責任者とその他従業者との兼務はできない。

③多機能型事業所における設備に関する特例

多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該指定障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。

しかし、多機能型事業所全体の利用定員と比較して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。

3 障害福祉サービス事業(訪問系サービス)の人員・設備基準等について

(1)居宅介護

(1)人員基準

①サービス提供責任者

(ア)要件

ア	介護福祉士
イ	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者(実務者研修修了者)
ウ	介護職員基礎研修修了者
エ	居宅介護従業者養成研修(1級課程)修了者
オ	居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上の介護等の業務に従事したもの ※3年間の実務経験の要件が達成された時点と居宅介護職員初任者研修課程の研修修了時点との時間的な前後関係は問わない。 ※実務経験証明書を添付し、確認を行います。 ※暫定的な取扱いであるため、できる限り早期に、実務者研修を受講させる又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めるものとします。

(イ)員数

事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら指定居宅介護の職務に従事する者(併せて重度訪問介護、同行援護、行動援護を提供する事業所にあつては、それらに係る職務も含めることも可)のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置すること。

A	当該事業所の月間の延べサービス提供時間が450時間又はその端数を増すごとに1人以上
B	当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
C	当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

aからcのうちいずれか低い方を基準として採用

D	cの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者の業務が効率的に行われている場合には、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
---	--

(ウ-1) (ウ)のdに関する事項

・例: 延べサービス提供時間が1,600時間、従業員30人(常勤10人、非常勤20人)、利用者が90人である場合

➡ a: $1,600 \div 450 = 3.5$ 人以上 \div 4人配置

b: $30 \div 10 = 3.0$ 人以上 \div 3人配置

c: $90 \div 40 = 2.2$ 人以上 \div 3人配置

} この場合、3人以上のサービス提供責任者が必要

※3人のサービス提供責任者を配置すると120人の利用者を3人のサービス提供責任者で対応可能。
しかし、dの規定を用いることで3人のサービス提供責任者で150人の利用者に対応できることとなります。

➡1人のサービス提供責任者でより多くの利用者に対応できるような緩和措置です。

②サービス提供職員(従業者)

(ア)要件

ア	介護福祉士
イ	社会福祉士及び介護福祉士実務者研修修了者
ウ	居宅介護職員初任者研修修了者
エ	障害者居宅介護従業者基礎研修修了者
オ	重度訪問介護従業者養成研修修了者
カ	同行援護従業者養成研修修了者
キ	行動援護従業者養成研修修了者

(イ)員数

- ・常勤換算方法で2.5人以上を配置すること。(※サービス提供責任者を含む。)

(ウ)登録居宅介護等従業者(登録ヘルパー)の取扱い

登録居宅介護等従業者のサービス提供実績がある事業所	・1人当たりの勤務時間数は登録居宅介護等従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間 ※サービス提供時間＋移動時間
登録居宅介護等従業者のサービス提供実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない事業所	・確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延べ時間数に算入すること。 ※サービス提供実態に即したものである必要があるため、勤務表と勤務実態の乖離がある場合は、適正化の指導対象となるものである。

③管理者

常勤かつ原則専従(※管理業務に支障がないときは、当該居宅介護事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の兼務可)

◎留意事項【業務に支障があるとは】

➡管理すべき事業所数が過剰である場合

➡併設される通所・入所施設で、サービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合

(2)設備基準

ア	事務室	・事業運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 ➡間仕切りする等他の事業と明確に区分されている場合同一であっても差し支えない
イ	受付等のスペース	・利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
ウ	設備・備品	・指定居宅介護に必要な設備・備品を確保 ➡特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する

(2) 重度訪問介護

(1) 人員基準

① サービス提供責任者

(ア) 要件 **(1) 居宅介護** 79ページを準用

(イ) 員数 **(1) 居宅介護** 80ページを準用

(ウ) 配置基準

a	当該事業所の月間の延べサービス提供時間が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上
b	当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上
c	当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

②サービス提供職員

(ア) 要件 **〔1〕居宅介護** 82ページを準用

(イ) 員数 **〔1〕居宅介護** 82ページを準用

③管理者

(1) **〔1〕居宅介護** 84ページを準用

(2)設備基準

(1) **〔1〕居宅介護** 84ページを準用

【留意事項】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の7第2項に基づき、居宅介護事業所の指定を受けた事業所は重度訪問介護を指定されたとみなします。

➡そのため、原則は、居宅介護と同時指定申請となります。なお、事業者から特段の申出があった場合は、この限りではありません。

(3)同行援護

(1)人員要件

①サービス提供責任者(要件①または要件②を満たすこと)

(ア-1)要件①

ア	介護福祉
イ	社会福祉士及び介護福祉士実務者研修修了者
ウ	介護職員基礎研修修了者
エ	居宅介護従業者養成研修(ホームヘルパー養成研修1級課程)1級課程修了者
オ	居宅介護職員初任者研修(2級課程)を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者
上記に加えて	

カ	同行援護従事者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者
---	-------------------------------

(ア-2)要件②

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者
--

※なお、同行援護従事者養成研修(応用課程)の受講要件は、同行援護従事者養成研修(一般課程)を受講していることのため、必ず一般課程を修了し、応用課程を受講してください。

(イ) 員数 (1)居宅介護 79ページを準用

(ウ) 配置基準 (1)居宅介護 80ページを準用

②サービス提供職員

(ア)要件

ア	同行援護従事者養成研修一般課程修了者
イ	居宅介護の従事者要件を満たす者【(1)居宅介護 82ページ参照】で、かつ、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に1年以上従事した経験を有する者
ウ	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者等

(イ) 員数 (1)居宅介護 82ページを準用

③管理者

(1) **居宅介護** 84ページを準用

(2)設備基準

(1) **居宅介護** 84ページを準用

(4)行動援護

(1)人員要件

①サービス提供責任者

(ア)要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の居宅介護に3年以上従事した者

※経過措置あり

令和6年3月31日までの間は、令和3年3月31日において居宅介護従事者の要件を満たす者であって、かつ、知的障害児者又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に5年以上従事した者

(イ)員数

(1)居宅介護 79ページを準用

(ウ)配置基準

(1)居宅介護 80ページを準用

②サービス提供職員

(ア)要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の居宅介護に1年以上従事した者

※経過措置あり

令和6年3月31日までの間は、令和3年3月31日において居宅介護従事者の要件を満たす者であって、かつ、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に2年以上従事した者

(イ)員数

(1)居宅介護 82ページを準用

③管理者

(1)居宅介護 84ページを準用

(2)設備基準

(1)居宅介護 84ページを準用

(5) 人員の特例要件について

指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件として次のものがあります。

なお、取扱いについては、指定重度訪問介護が、指定居宅介護事業者等を実施する場合等も同様です。

人員（職名）	特例要件
従業者 (ホームヘルパー)	当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、ひとつの指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。 ➡員数は足りるが、要件が同じとなるわけではないので、留意願います。
サービス提供責任者	当該事業所に置くべき従業者の員数は、併せた事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。 ➡員数は足りるが、要件が同じとなるわけではないので、留意願います。
管理者	当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護の管理者を兼務することは、差し支えない。

(6) 介護保険との関係について

介護保険法(平成9年法律第123号)による指定訪問介護又は指定予防訪問介護の事業を行うものが、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護を同一の事業所において併せて行う場合、指定訪問介護等の指定を受けていることを持って、基準を満たしているものと判断し、指定します。

この場合のサービス提供責任者の員数は、(ア)指定訪問介護等と指定居宅介護等の利用者数の合計数により必要とされる員数以上、(イ)それぞれ必要とされる員数以上のいずれかで算出するものとする。

指定訪問介護等と指定居宅介護等の兼務することは可能です。

➡基準を満たしているものと判断しますが、資格要件が相違する指定同行援護、指定行動援護については、それぞれの資格要件を満たす必要があります。

4 障害福祉サービス事業(通所系サービス)の人員・設備基準等について

(1)療養介護 ※設置主体は病院になります。

(1)対象者

ア	障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
イ	障害支援区分5以上に該当し、次の(1)から(4)のいずれかに該当する者 (1)重障心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 (2)医療的ケアの判定スコアが16点以上の者 (3)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 (4)遷延性意識障害者であって、医療的スコアが8点以上の者
ウ	旧重度心身障害児施設(改正前児童福祉法の第43条の4)に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するア及びイ以外の者

(2) 人員基準

従業者	医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
	看護職員	単位ごとに常勤換算方法で利用者数を2で除した数以上 ※看護師・準看護師・看護補助者
	生活支援員	・単位ごとに常勤換算方法で利用者数を4で除した数以上 ※1人以上は常勤 ※看護職員が必要数を満たしている場合、必要を超えて配置している者を生活支援員に含めることができる。 ・資格要件なし
	サービス管理責任者	・利用者数60人以下:1人以上 ・利用者数61人以上:60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ・兼務については、 ページを参照
管理者	1人以上 ・医師でなければならない ・兼務については、 ページを参照	

(3) 設備基準

医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備

※原則ひとつの建物につきひとつの事業所とし、療養介護の単位を複数設ける場合には、単位ごとに設備を備えること

(2)生活介護

(1)対象者

ア	障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上の者
イ	年齢が50歳以上の場合は障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上の者
ウ	生活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって、障害支援区分が区分4(年齢が50歳以上の場合は区分3)より低い者で、市町村の判断で認められた者

(2)人員基準

従業者	医師	<ul style="list-style-type: none">・日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数➡嘱託医を確保することを持って、満たすものとする。➡医師の配置については、原則月1回以上の勤務していなければならない。(※令和5年4月1日から適用)・看護師等が健康管理を行い、必要に応じて医療機関へ通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いが可能➡その場合、医師未配置減算の対象(12単位/日)
-----	----	--

	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに1人以上 ・常勤、非常勤の有無は問わない ※看護師・準看護師・看護補助者
	理学療法士 または作業療法士	利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに1人以上 ※1人以上は常勤
<p>※看護職員、理学療法士、作業療法士、生活支援員が生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、下記のア～ウまでに掲げる平均障害支援区分に応じてそれぞれア～ウまでに掲げる数以上</p> <p>ア 平均障害支援区分4未満：利用者を6で除した数以上</p> <p>イ 平均障害支援区分4以上5未満：利用者を5で除した数以上</p> <p>ウ 平均障害支援区分5以上：利用者を3で除した数以上</p>		
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ・1人以上は常勤 ・兼務については、58ページを参照

管理者	<p>1人以上(※原則、常勤専従)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者は次のいずれかの者でなければならない。 ア 社会福祉主事任用資格を有する者 イ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ウ これらと同等以上の能力を有する者 <p>➡ウは社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼務については、 ページを参照
-----	--

(3) 設備基準

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。
相談室	間仕切り等を設けること。
洗面所	利用者の特性に応じたものとする。
トイレ	利用者の特性に応じたものとする。

多目的室 その他運 営に必要 な設備	
その他	<ul style="list-style-type: none">・他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。・相談室、多目的室は利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。

(3) 重度障害者等包括支援

(1) 対象者

ア	重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(筋ジストロフィー、ALS、遷延性意識障害等) ・最重度知的障害者(重症心身障害者等)
イ	障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上である者(強度行動障害者等)

(2) 人員基準

従業者	指定障害福祉サービス事業者(療養介護を除く。)又は指定障害者施設の基準を満たしていること	
	サービス提供責任者	次のいずれの要件にも該当する者を1人以上(※1人以上は常勤専従) ・相談支援専門員 ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者
管理者	・1人以上(※原則常勤専従) ・兼務については、 ページを参照	

(3) 設備基準

事務室	事業の運営を行うために必要な専用の事務室
受付等	利用の申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
設備・備品	必要な設備及び備品を確保し、特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。

(4) 自立訓練(機能訓練)

(1) 対象者

ア	入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
イ	特別支援学級を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等

(2) 人員基準

従業者	生活支援員	常勤換算方法で①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上 ※1人は常勤 ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者
	地域移行支援員	宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
	サービス管理責任者	・利用者数60人以下:1人以上 ・利用者数61人以上:60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ※1人以上は常勤 ・兼務については、 ページを参照

	訪問による支援を行う場合	<p>上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要職員の常勤換算への算入は不可
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上(※原則常勤専従) ・管理者は次のいずれかの者でなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 社会福祉主事任用資格を有する者 イ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ウ これらと同等以上の能力を有する者 ➡ウは社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等 ・兼務については、 ページを参照 	

(3) 設備基準

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。
相談室	間仕切り等を設けること。
洗面所	利用者の特性に応じたものとする。
トイレ	利用者の特性に応じたものとする。
多目的室その他 運営に必要な設備	
その他	<ul style="list-style-type: none">・他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。・相談室、多目的室は利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。

(5) 自立訓練(生活訓練)

(1) 対象者

ア	入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
イ	特別支援学級を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等

(2) 人員基準

従業者	生活支援員	常勤換算方法で①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上 ※1人は常勤 ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者
	地域移行支援員	宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上

	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下:1人以上 ・利用者数61人以上:60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ※1人以上は常勤 ・兼務については、58ページを参照
	訪問による支援を行う場合	<p>上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要職員の常勤換算への算入は不可
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上(※原則常勤専従) ・管理者は次のいずれかの者でなければならない。 ア 社会福祉主事任用資格を有する者 イ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ウ これらと同等以上の能力を有する者 ➡ウは社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等 ・兼務については、 ページを参照 	

(3) 設備基準

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。
相談室	間仕切り等を設けること。
洗面所	利用者の特性に応じたものとする。
トイレ	利用者の特性に応じたものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 ・相談室、多目的室は利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。
宿泊型自立訓練を実施する場合	<p>上記基準のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること。</p> <p>※宿泊型自立訓練のみを実施する場合は訓練・作業室を設けないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室：居室の定員1人。居室面積が収納設備等を除き、7.43㎡以上 ・浴室：利用者の特性に応じたもの ・建物は耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない ・消防機関の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造平屋建ての宿泊型自立訓練の建物であって、利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。 <p>ア スプリンクラーの設置、天井等に難熱性の材料の使用、防火区画の設置、初期消火・延焼の抑制に配慮した構造</p> <p>イ 非常警報設備の設置</p> <p>ウ 非常口増設、非難路の確保等により円滑な避難が可能な構造</p>

(6) 就労移行支援

(1) 対象者

就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者

(2) 人員基準

従業者	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none">・総数：常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上・職業指導員1人以上・生活支援員1人以上※1人以上は常勤
	就労支援員	<ul style="list-style-type: none">・常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・利用者数60人以下：1人以上・利用者数61人以上：60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上※1人以上は常勤・兼務については、58ページを参照

管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上(※原則常勤専従) ・管理者は次のいずれかの者でなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 社会福祉主事任用資格を有する者 イ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ウ これらと同等以上の能力を有する者 ➡ウは社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等 ・兼務については、 ページを参照
-----	---

(3) 設備基準

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。
相談室	間仕切り等を設けること。
洗面所	利用者の特性に応じたものとする。
トイレ	利用者の特性に応じたものとする。
多目的室その他運営に必要な設備	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 ・相談室、多目的室は利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。

(4) その他の留意事項等

会計処理	・事業における会計処理については、【「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」平成18年10月2日社援発第100200号厚生労働省社会・援護局長通知、平成25年1月15日社援発0115号第1号一部改正通知】により行わなければなりません。
------	---

(7) 就労継続支援A型

(1) 対象者

ア	就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった65歳未満の者
イ	特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
ウ	企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない65歳未満の者等

(2) 人員基準

従業者	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none">・総数: 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上(基本報酬を7.5:1で算定する場合、利用者の数を7.5で除した数以上)・職業指導員1人以上・生活支援員1人以上 ※1人以上は常勤
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・利用者数60人以下: 1人以上・利用者数61人以上: 60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ※1人以上は常勤 ・兼務については、 ページを参照

管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上(※原則常勤専従) ・管理者は次のいずれかの者でなければならない。 ア 社会福祉主事任用資格を有する者 イ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ウ 企業を経営した経験を有する者 エ これらと同等以上の能力を有する者 ➡エは社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等 ・兼務については、57ページを参照
-----	--

(3)設備基準

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。
相談室	間仕切り等を設けること。
洗面所	利用者の特性に応じたものとする。
トイレ	利用者の特性に応じたものとする。
多目的室その他運営に必要な設備	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 ・相談室、多目的室は利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。

(4) その他留意事項

実施主体	・基準省令により、「指定就労継続支援A型事業者が、社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。」となっています。そのため、定款及びその他の業務として、社会福祉事業以外の事業を運営している場合については、新規指定できません。
会計処理	・事業における会計処理については、【「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」平成18年10月2日社援発第100200号厚生労働省社会・援護局長通知、平成25年1月15日社援発0115号第1号一部改正通知】により行わなければなりません。
賃金及び工賃	・就労継続支援A型事業所については、原則、利用者と雇用契約を結び賃金の支払いをするようになります。 また、生産活動に係る事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上でなければなりません。 【収入－経費≥賃金】⇒原則、給付費を賃金に充当してはいけません。 ・上記を満たさない場合については、経営改善計画書を提出し、猶予期間内に計画に基づいた収益改善策を講じなければなりません。

(8) 就労継続支援B型

(1) 対象者

ア	就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
イ	50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
ウ	ア、イに該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
エ	障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村により利用の組合せの必要性が認められた者

(2) 人員基準

従業者	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none">・総数：常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上(基本報酬を7.5:1で算定する場合、利用者の数を7.5で除した数以上)・職業指導員1人以上・生活支援員1人以上 ※1人以上は常勤 ※目標工賃達成指導員は人員基準上の常勤換算に算入できないため注意すること。
-----	--------------	---

	サービス 管理責任 者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下:1人以上 ・利用者数61人以上:60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ※1人以上は常勤 ・兼務については、 ページを参照
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上(※原則常勤専従) ・管理者は次のいずれかの者でなければならない。 ア 社会福祉主事任用資格を有する者 イ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ウ 企業を経営した経験を有する者 エ これらと同等以上の能力を有する者 ➡エは社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等 ・兼務については、 ページを参照 	

(3)設備基準

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。
相談室	間仕切り等を設けること。
洗面所	利用者の特性に応じたものとする。
トイレ	利用者の特性に応じたものとする。
多目的室その他運営に必要な設備	
その他	<ul style="list-style-type: none">・他の社会福祉施設等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。・相談室、多目的室は利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。

(4)その他留意事項等

会計処理	・事業における会計処理については、【「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」平成18年10月2日社援発第100200号厚生労働省社会・援護局長通知、平成25年1月15日社援発0115号第1号一部改正通知】により行わなければなりません。
------	---

(9) 就労定着支援

(1) 実施主体

生活介護事業所等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年間において平均1人以上通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている場合に実施主体としての要件を満たす。

(2) 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者(病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含む。)

(3) 人員基準

従業者	就労定着支援員	・常勤換算で、利用者数を40で除した数以上 (例)利用者数=28人 $28 \div 40 = 0.7$ ➡ 常勤換算で0.7人以上の員数が必要
-----	---------	--

	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60人以下:1人以上 ・利用者数61人以上:60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ※1人以上は常勤 ※生活介護事業所等と同一の事業所において、一体的に運営を行っている場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて、必要数を配置する。
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上(※原則常勤専従) ・管理者は次のいずれかの者でなければならない。 ア 社会福祉主事任用資格を有する者 イ 社会福祉事業に2年以上従事した者 ウ 企業を経営した経験を有する者 エ これらと同等以上の能力を有する者 ➡エは社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等 ・兼務については、 ページを参照 	

(4) 設備・備品

事務室	<ul style="list-style-type: none">・専従の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業用に供するものと区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない。・区分がされていない場合、業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。
受付スペース	利用申込み、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保するものとし、利用者が直接出入りできるなどの利用しやすい構造とする。
備品	その他当該事業に必要な設備及び備品を確保するものとする。支障がない場合は、当該他の事業所等に備え付けられた設備等を使用することができる。貸与も可。

(10) 自立生活援助

(1) 実施主体

指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練または共同生活援助の事業を行うものに限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(2) 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者または居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者

【具体的な例】

ア	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者
イ	現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
ウ	障害、疾病等の家族と同居しており(障がい者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

(3) 人員基準

従業者	地域生活支援員	1人以上 ※利用者25人に対し1人を標準とし、利用者数が25またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。
	サービス管理責任者	・利用者数30人以下:1人以上 ・利用者数31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上(※原則常勤専従) ・兼務については、 ページを参照 	

(4) 設備・備品

事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業用に供するものと区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない。 ・区分がされていない場合、業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。
受付スペース	利用申込み、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保するものとし、利用者が直接出入りできるなどの利用しやすい構造とする。
備品	その他当該事業に必要な設備及び備品を確保するものとする。支障がない場合は、当該他の事業所等に備え付けられた設備等を使用することができる。貸与も可。

5 障害福祉サービス事業(住居系・入所サービス)の人員・設備基準等について

(1)短期入所

短期入所は、障害者支援施設、共同生活援助等に併設される併設型、障害者支援施設、共同生活援助等の居室を空いた時に利用する空床型、障害者支援施設、共同生活援助等以外の施設で、利用者に利用されていない居室において行う単独型の形態がある。

(1)対象者

ア	障害支援区分が区分1以上である障害者
イ	障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

(2) 人員基準

<p>従業者 (併設事業所)</p>	<p>指定障害者支援施設である当該施設で短期入所を併設事業所で設置する場合</p>	<p>当該施設の利用者数と併設事業所の利用者数の合計数を施設の利用者とみなした場合において施設として必要な数</p>
	<p>指定宿泊型自立訓練事業所等グループホーム含む)である施設で短期入所を併設事業所で設置する場合</p>	<p>下記の①または②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じて①と②に定める数以上</p> <p>①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯宿泊型自立訓練の利用者と短期入所の利用者の合計数を当該宿泊型自立訓練等の利用者とみなした場合において、宿泊型自立訓練に必要な生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる以上</p> <p>②指定短期入所を提供する時間帯(①以外) 当該日の短期入所の利用者が6人以下については1以上、7人以上については6を超えて6またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>

<p>従業者 (空床利 用型事業 所)</p>	<p>指定障害者支援施設である当該施設で短期入所を空床利用型事業所で設置する場合</p>	<p>当該施設の利用者数と空床利用型事業所の利用者数の合計数を当該施設の利用者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p>
	<p>指定宿泊型自立訓練事業所等である施設で短期入所を空床利用型事業所で設置する場合</p>	<p>下記の①または②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①または②に定める数以上</p> <p>①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯宿泊型自立訓練の利用者と短期入所の利用者の合計数を当該宿泊型自立訓練等の利用者とみなした場合において、宿泊型自立訓練に必要な生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる以上</p> <p>②指定短期入所を提供する時間帯(①以外) 当該日の短期入所の利用者が6人以下については1以上、7人以上については6を超えて6またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>

<p>従業者 (単独 型事業 所)</p>	<p>指定生活介護事業所 等</p>	<p>①生活介護のサービス提供時間帯 当該指定生活介護の利用者数と当該単独型事業所の利用者数の合計数を当該生活介護事業所の利用者としみなした場合において、生活介護事業所にとみなした場合において、生活介護事業所に必要な生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる以上</p> <p>②指定短期入所を提供する時間帯(①以外) 当該日の短期入所の利用者が6人以下については1以上、7人以上については6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>
	<p>指定生活介護事業所 以外</p>	<p>上記②に同じ</p>
<p>管理者</p>	<p>・1人以上(※原則常勤専従) ・兼務については、 ページを参照</p>	

(3) 設備基準

居室	併設事業所、空床利用型事業所	併設事業所または指定障害者支援施設等の居室であって、その全部または一部が利用されていない居室を利用すること。	
	単独型事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の定員：4人以下 ・地階に設けてはならないこと。 ・利用者1人あたり床面積収納設備等を除き、8.0㎡以上 ・寝台またはこれに代わる設備を設けること。 ・ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。 	
設備	併設事業所	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く)を指定短期入所事業の用に供することができる。	
	空床利用型事業所	障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。	
	単独型事業所	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供に支障がない広さを有すること。 ・必要な備品を備えること。
		浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること。
		洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること。 ・利用者の特性に応じたものであること。
		トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること。 ・利用者の特性に応じたものであること

(2) 共同生活援助

共同生活援助は、介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型の形態があります。それぞれの型において人員基準等が異なりますので留意願います。

(1) 対象者

障がい者(65歳以上の身体障害者については、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。)

なお本市においては、利用者に対する適正な支援の観点から、できる限り共同生活援助事業所を利用する利用者については、相談支援事業所が作成する支援計画のもと利用契約するよう努めてください。

(2)-1 人員基準(介護サービス包括型)

従業者	世話人	常勤換算方法で利用者数を6で除した数以上
	生活支援員	常勤換算方法で次のア～エまでに掲げる数の合計数以上 ア 障害支援区分3該当する利用者を9で除した数以上 イ 障害支援区分4該当する利用者を6で除した数以上 ウ 障害支援区分5該当する利用者を4で除した数以上 エ 障害支援区分6該当する利用者を2.5で除した数以上

世話人、生活支援員の要件等		<p>ア 障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</p> <p>イ 利用者の生活サイクルに応じて、夜間時間帯を設定するものとし、夜間時間帯以外の日中時間帯に共同生活援助の必要な員数を確保するものとする。</p> <p> ⇒運営規程に時間帯を明記</p> <p>例：日中時間 午前9時から午後9時 夜間時間 午後9時から午前9時</p> <p>※日中時間帯に従事した職員で人員基準を満たす必要があります。</p>
サービス管理責任者		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数30人以下：1人以上 ・利用者数31人以上：30人を超えて30またはその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ・入居定員が20人以上である場合については、できるかぎり専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。 ・兼務については、59ページを参照
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上（※原則常勤専従） ・兼務については、 ページを参照 	

②-2 人員基準(外部サービス利用型)

従業者	世話人	常勤換算方法で利用者数を6で除した数以上
	世話人の要件等	<p>ア 障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</p> <p>イ 利用者の生活サイクルに応じて、夜間時間帯を設定するものとし、夜間時間帯以外の日中時間帯に共同生活援助の必要な員数を確保するものとする。</p> <p>→運営規程に時間帯を明記</p> <p>例： 日中時間 午前9時から午後9時 夜間時間 午後9時から午前9時</p> <p>※日中時間帯に従事した職員で人員基準を満たす必要があります。</p>
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数30人以下:1人以上 ・利用者数31人以上:30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ・入居定員が20人以上である場合については、できるかぎり専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。 ・兼務については、 ページを参照
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上(※原則常勤専従) ・兼務については、57ページを参照 	

(2)-3 人員基準(日中サービス支援型)

従業者	世話人	常勤換算方法で利用者数を6で除した数以上
	生活支援員	常勤換算方法で次のア～エまでに掲げる数の合計数以上 ア 障害支援区分3該当する利用者を9で除した数以上 イ 障害支援区分4該当する利用者を6で除した数以上 ウ 障害支援区分5該当する利用者を4で除した数以上 エ 障害支援区分6該当する利用者を2.5で除した数以上
	世話人、生活支援員の要件等	ア 障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。 イ 利用者の生活サイクルに応じて、夜間時間帯を設定するものとし、夜間時間帯以外の日中時間帯に共同生活援助の必要な員数を確保するものとする。 ➡運営規程に時間帯を明記 例： 日中時間 午前9時から午後9時 夜間時間 午後9時から午前9時 ※日中時間帯に従事した職員で人員基準を満たす必要があります。
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数30人以下:1人以上 ・利用者数31人以上:30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上 ・入居定員が20人以上である場合については、できるかぎり専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。 ・兼務については、 ページを参照 	

管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上(※原則常勤専従) ・兼務については、 ページを参照
-----	--

(3)設備基準

住居	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。 ・1つ以上の共同生活住居を有すること ➡個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1つ以上の共同生活住居を共同生活援助事業所として指定します。 ※「一定の地域の範囲内」とは主たる事務所から概ね30分程度で移動可能であり、サービス管理責任者の業務に支障がなく、一体的なサービス提供に支障がない範囲 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■共同生活住居とは 複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を有する1つの建物。ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなどこれに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定める。</p> </div>
----	--

<p>設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居は1つ以上のユニットを有すること。 ・ユニットの居室面積: 収納設備等を除き、7.43㎡以上 ・共同生活住居の配置、構造及び設備については利用者の特性に応じて工夫されたものでなければ ならない。 <p>➡身体障がい者がいる場合、廊下幅の確保や段差の解消を行う等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ユニットとは</p> <p>居室及び居室に隣接して設置される相互交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、当該ユニットごとに、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならない。</p> <p>➡運営規程にユニットごとの定員を必ず明記すること。</p> </div>
<p>定員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所の定員: 4人以上 ・共同生活住居の入居定員: 2人以上10人以下(※既存の建物を活用する場合には、2人以上20人以下、市長が特に必要と認めた場合には21人以上30人以下) ・ユニットの定員: 2人以上10人以下 ・ユニットの居室の定員: 1人(※特に必要と認められる場合は2人)
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女混合のユニット及び共同生活住居は原則避けることとし、男女混合のユニット及び共同生活住居を実施する場合、利用者特性に配慮し、男女別のトイレ及び風呂を設置すること。

(4) その他の留意事項等

利用者負担額等	利用者負担額等の取扱いについては、「共同生活援助における利用者負担額等の取扱いについて 令和4年6月15日付4福監第682号福島市長通知」により明示していますのでご留意願います。(※令和5年4月1日から適用)
---------	--

(3) 障害者支援施設(施設入所支援)

障害者支援施設とは、施設入所支援と日中サービスを実施する施設です。

(1) 対象者

ア	生活介護を受けている者であって、障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあっては区分3)以上である者
イ	自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練等を受けることが困難な者
ウ	生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあっては区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
エ	就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者

(2) 人員基準【施設入所支援】

生活支援員	<p>施設入所支援の単位ごとに</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者60人以下:1人以上・利用者61人以上:1人に、利用者数が60人を超えて40またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 <p>※夜間の時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう)において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供する必要があることから、夜間時間帯を通じて当該基準の生活支援員を必要数配置する必要があります。</p> <p>※昼間実施サービスが自立訓練(機能・生活)、就労移行、就労継続B型のみの提供にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。</p>
サービス管理責任者	当該施設において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。

※昼間実施サービスの基準をそれぞれ満たすことが必要です。

①昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算出に当たって、夜間時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間帯も含めて差し支えありません。

②昼間実施サービスとして必要とされる従業者の員数とは別に、施設入所支援の生活支援員を確保する必要はありません。

(3)設備基準

居室	<ul style="list-style-type: none">・定員4人以下・地階に設けず、利用者一人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること。・寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること。・一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること。
食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること。
浴室	利用者の特性に応じたものとする。
洗面所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたもの。
トイレ	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたもの。
相談室	室内における談話の漏洩を防ぐための措置を講じること。

廊下幅	1.5m以上(中廊下は1.8m以上)
その他	※省令施行前に現に存した施設等については、設備に関する経過措置が設けられているため、留意すること。

(4) その他の留意事項等

実施主体	当該サービスを実施できる実施主体は社会福祉法人のみとなります。
定員増加等	定員の増加や新規で施設入所を実施することは、福島市障がい福祉計画や地域移行から逆行するため、原則認められません。

6 障害福祉サービス事業【相談系サービス:(障がい児も含む)】の人員・設備基準等について

(1) 地域移行支援

(1) 対象者

ア	障害者支援施設、のぞみ園又は療養介護を行う病院に入院している障がい者
イ	精神科病院に入院している精神障がい者
ウ	救護施設又は更生施設に入所している障がい者
エ	刑事施設、少年院に収容されている障がい者
オ	更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者

(2) 人員基準

従業者	<ul style="list-style-type: none">・専従の指定地域移行支援従事者を配置すること。(業務に支障がない場合は兼務可能)・指定地域移行支援従事者のうち1人以上は相談支援専門員であること。
管理者	<ul style="list-style-type: none">・1人以上(※原則常勤専従)・兼務については、 ページを参照

(3) 設備・備品

事務室	・専従の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業用に供するものと区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない。 ・区分がされていない場合、業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。
受付スペース	利用申込み、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保するものとし、利用者が直接出入りできるなどの利用しやすい構造とする。
備品	その他当該事業に必要な設備及び備品を確保するものとする。支障がない場合は、当該他の事業所等に備え付けられた設備等を使用することができる。貸与も可。

(2) 地域定着支援

(1) 対象者

ア	居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者
イ	居宅において家族と同居している障がい者であって、当該家族等が障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある者 なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む

(2) 人員基準

従業者	<ul style="list-style-type: none">・専従の指定地域定着支援従事者を配置すること。(業務に支障がない場合は兼務可能)・指定地域定着支援従事者のうち1人以上は相談支援専門員であること。
管理者	<ul style="list-style-type: none">・1人以上(※原則常勤専従)・兼務については、 ページを参照

(3)設備・備品

事務室	・専従の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業用に供するものと区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない。 ・区分がされていない場合、業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。
受付スペース	利用申込み、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保するものとし、利用者が直接出入りできるなどの利用しやすい構造とする。
備品	その他当該事業に必要な設備及び備品を確保するものとする。支障がない場合は、当該他の事業所等に備え付けられた設備等を使用することができる。貸与も可。

(3) 計画相談

(1) 対象者

ア	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者
イ	指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者

(2) 人員基準

従業者	<ul style="list-style-type: none">・専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）・1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。 <p>※中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないことから、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。</p>
管理者	・1人以上（※原則常勤専従） ・兼務については、 ページを参照

(3)設備・備品

事務室	・専従の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業用に供するものと区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない。 ・区分がされていない場合、業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。
受付スペース	利用申込み、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保するものとし、利用者が直接出入りできるなどの利用しやすい構造とする。
備品	その他当該事業に必要な設備及び備品を確保するものとする。支障がない場合は、当該他の事業所等に備え付けられた設備等を使用することができる。貸与も可。

(4) 障害児相談支援

(1) 対象者

ア	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の保護者
イ	障害児通所支援を申請した障がい児であって、市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

(2) 人員基準

従業者	<ul style="list-style-type: none">・専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）・1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。 <p>※中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないことから、当該利用者が利用する指定「障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。</p>
管理者	・1人以上（※原則常勤専従） ・兼務については、 ページを参照

(3)設備・備品

事務室	<ul style="list-style-type: none">・専従の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業用に供するものと区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない。・区分がされていない場合、業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。
受付スペース	利用申込み、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保するものとし、利用者が直接出入りできるなどの利用しやすい構造とする。
備品	その他当該事業に必要な設備及び備品を確保するものとする。支障がない場合は、当該他の事業所等に備え付けられた設備等を使用することができる。貸与も可。

7 障害児通所支援事業の人員・設備基準等について

(1) 児童発達支援

児童発達支援は児童発達支援センター以外と児童発達支援センターに区分されます。

(1) 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児	
ア	市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
イ	保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な事業所において、専門的な療育・訓練療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

(2) 人員基準

【児童発達支援センター以外】

従業者	児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none">・1人以上は常勤・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上(1) 障害児の数が10まで2人以上(2) 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上・機能訓練担当職員の数を合計数に含めることができる。・半数以上が児童指導員又は保育士であること。
	児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上専任かつ常勤)

	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に配置
	看護職員	医療的ケアを行う場合に配置
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者(支障がない場合は他の職務との兼務可)	

※1:医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合の従業者については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を配置しないことができる。

※2:主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上配置することとされている。

①嘱託医、②看護職員、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員(機能訓練を行わない時間帯については、配置しないことができる)、⑤児童発達支援管理責任者

【児童発達支援センター】

従業者	嘱託医	1人以上
	児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる ・児童指導員:1人以上 ・保育士:1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員または保育士であること

	栄養士	1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は配置しないことができる。
	調理員	1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は配置しないことができる。
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に配置する
	看護職員	医療的ケアを行う場合に配置
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者(支障がない場合は他の職務との兼務可)	

※1: 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合の従業者については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を配置しないことができる。

※2: 主として難聴児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、「言語聴覚士」を指定児童発達支援の単位ごとに4人以上配置することとされている。

※3: 主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、従業者とは別に「看護師」「機能訓練担当職員」を各々1人以上配置することとされている。

(3) 設備基準

【児童発達支援センター以外】

- ・指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること。
- ・その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

【児童発達支援センター】

指導訓練室	・定員は、おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く。
遊戯室	・障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く ・主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる
屋外遊戯場、医務室、相談室	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる。
調理室、トイレ	
静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合
聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合
その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等	

(2) 医療型児童発達支援

(1) 対象者

肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

(2) 人員基準

診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数
児童指導員	1人以上
保育士	1人以上
看護職員	1人以上
理学療法士または作業療法士	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上
機能訓練担当職員 (言語訓練等を行う場合)	必要となる数
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)

(3) 設備基準

- ・医療法に規定する診療所に必要とされる設備
- ・指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室
- ・浴室及び便所に手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- ・階段の傾斜を緩やかにする

(3) 放課後等デイサービス

(1) 対象者

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

(2) 人員基準

児童指導員または保育士	<ul style="list-style-type: none">・1人以上は常勤・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上①障害児の数が10まで:2人以上②10人を超えるもの:2人に、障害児の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上・機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができる。・機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること。
児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上専任かつ常勤) ※1人以上は専任であることに留意願います。
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合行う場合に配置

看護職員	医療的ケアを行う場合に配置
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)

※1:医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合の従業者については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を配置しないことができる。

※2:主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上配置することとされている。

①嘱託医、②看護職員、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員(機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる)、⑤児童発達支援管理責任者

(3)設備基準

- ・指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること
- ・その他、指定放課後等デイサービスの提供に必要な備品等を備えること

(4) 居宅訪問型児童発達支援

(1) 対象者

重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児 ※重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは、次に掲げるものをいう。	
ア	重度の障害の状態であって、外出が困難と考えられる状態
イ	人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
ウ	重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

(2) 人員基準

訪問支援員	・訪問支援を行うために必要な数 ・障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等
児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)

(3)設備基準

専用の区画	・専用の事務室が望ましい(他の事業と同一の事務室も可) ・利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保すること。
・その他、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。	

(5) 保育所等訪問支援

(1) 対象者

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

(2) 人員基準

訪問支援員	・訪問支援を行うために必要な数(障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等)
児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)

(3) 設備基準

- ・専用の事務室が望ましい(他の事業と同一の事務室も可)
- ・利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する
- ・その他、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること

8 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件等について

(1) サービス管理責任者とは

サービス管理責任者とは、所定の障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者です。具体的には、利用者の個別支援計画の策定・評価、サービス提供のプロセス全体を管理します。

以下の障害福祉サービスを提供するには、サービス管理責任者を配置する必要があります。

ア	療養介護
イ	生活介護
ウ	自立訓練（機能訓練）
エ	自立訓練（生活訓練）
オ	就労移行支援
カ	就労継続支援A型
キ	就労継続支援B型
ク	就労定着支援
ケ	自立生活援助
コ	共同生活援助（グループホーム）
サ	障害者支援施設

(2) サービス管理責任者の資格要件

サービス管理責任者になるためには、サービス管理責任者として従事する時点で、次の条件を満たす必要があります。

- ①実務経験要件の実務経験を満たす【(3)を参照】
- ②「障がい者相談支援従事者養成研修(講義部分)」を受講
- ③サービス管理責任者基礎研修を修了

※平成31年4月のサービス管理責任者研修改正による経過措置に関しては「(4)平成31年度サービス管理責任者研修の改正について」を参照願います。

(3) 実務経験要件

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について、詳細は以下のとおりです。

- ①第1号+第2号の期間が5年以上
- ②第3号の期間が通算して8年以上
- ③第1号の期間から第3号の期間が通算して3年以上かつ第4号の期間が通算して3年以上

業 務 内 容

【第1号】

次のア～カに掲げる者による相談支援業務※1

- ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業(障害者(児)地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業)の従事者
- イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者(保健所、市町村役場の従業者)
- ウ 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、生活保護法の更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者(身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、障害児施設の従業者)
- エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者(特別支援教育コーディネーター、特別支援学級で主に相談支援の業務に従事した者)

カ 保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級(介護職員初任者研修)以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有する者、第1号のアからオに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る)

キ その他、上記アからカの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

業 務 内 容

【第2号】

次のア～オに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導員任用資格者、保育士又は精神障害者復帰指導員任用資格者(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、直接支援の業務※2に従事した期間

ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設(身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者復帰施設、知的障害者デイサービスセンター)の従業者

イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業(旧児童デイサービス事業を含む)、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者(改正前の身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護事業、精神障害者居宅介護事業、児童居宅介護事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者地域生活援助事業、精神障害者地域生活援助事業、知的障害者地域生活ホーム事業、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所の従業者)

ウ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
エ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者
オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者(特別支援教育コーディネーター、特別支援学級で主に直接支援の業務に従事した者)
カ その他、上記アからオの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

業 務 内 容
【第3号】
第2号ア～オに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者による <u>直接支援業務</u> ※2

業 務 内 容
【第4号】
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、準看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1:相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※2:直接支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務

【留意点等】

- ・相談支援及び直接支援の業務の期間については、実務経験(見込)証明書(参考様式2-1または2-2)により提出してください。証明する法人等の印が必要となりますので、事前に法人等へ連絡のうえ徴してください。
- ・保育士が保育所及び保育園等に従事した期間は含めませんので、内容の確認をお願いします。
- ・ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとします。
例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいいます。

(2) 児童発達支援管理責任者

(1) 児童発達支援管理責任者とは

児童発達支援管理責任者とは、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定通所支援事業所ごとに配置する必要があります。

(2) 児童発達支援管理責任者の資格要件

児童発達支援管理責任者になるためには、児童発達支援管理責任者として従事する時点で、次の条件を満たす必要があります。

- ①実務経験要件の実務経験を満たす
- ②「障がい者相談支援従事者養成研修(講義部分)」を受講
- ③サービス管理責任者基礎研修を修了

(3) 実務経験要件

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について、詳細は以下のとおりです。

- ①「第1号+第2号の期間」の期間が5年以上 かつ
「第1号+第2号の期間」—「第3号の期間」が3年以上
- ②「第4号の期間」が8年以上 かつ
「第4号の期間」—「第5号の期間」が3年以上
- ③「第1号+第2号+第4号の期間」—「第3号+第5号の期間」が3年以上 かつ
「第6号の期間」が5年以上

業 務 内 容	
【第1号】	
	次のア～カに掲げる者による相談支援業務※1
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業(障害者(児)地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業)の従事者
イ	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者(保健所、市町村役場の従業者)

<p>ウ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、生活保護法の更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者(身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、障害児施設の従業者)</p>
<p>エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらの施設の従業者又はこれに準ずる者</p>
<p>オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者(特別支援教育コーディネーター、特別支援学級で主に相談支援の業務に従事した者)</p>
<p>カ 保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級(介護職員初任者研修)以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有する者、第1号のアからオに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る)</p>
<p>キ その他、上記アからカの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者</p>

業 務 内 容

【第2号】

次のア～カに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、児童指導員任用資格者、保育士、精神障害者復帰指導員任用資格者(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)による直接支援業務※2

ア 障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設(身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者復帰施設、知的障害者デイサービスセンター)の従業者

イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業(旧児童デイサービス事業を含む)、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者(改正前の身体障害者居宅介護事業、知的障害者居宅介護事業、精神障害者居宅介護事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者地域生活援助事業、精神障害者地域生活援助事業、知的障害者地域生活ホーム事業、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所の従業者)

ウ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

エ 特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者

オ 学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者(特別支援教育コーディネーター、特別支援学級において直接支援の業務※2に従事した者)

カ その他、上記アからオの業務に準ずると知事が認めた業務に従事した者

業 務 内 容

【第3号】

老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務※2に従事した期間

業 務 内 容

【第4号】

第2号アからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

業 務 内 容

【第5号】

老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務※2に従事した期間

業 務 内 容

【第6号】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、準看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1：相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※2：直接支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務

【留意点等】

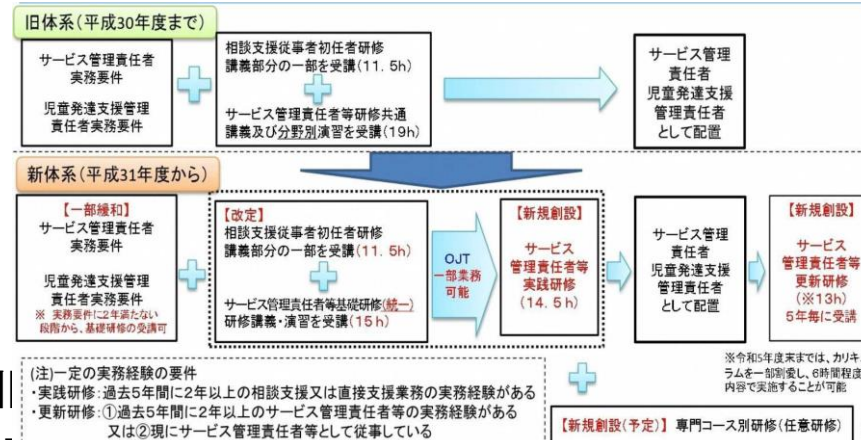
- ・相談支援及び直接支援の業務の期間については、実務経験(見込)証明書(参考様式2-1または2-2)により提出してください。証明する法人等の印が必要となりますので、事前に法人等へ連絡のうえ徴してください。
- ・保育士が保育所及び保育園等に従事した期間は含めませんので、内容の確認をお願いします。
- ・ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとします。
例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいいます。

(3) その他のサービス

サービス管理責任者の配置が義務づけられていない障害福祉サービス等での研修受講の必要はありません。(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行支援、重度障害者等包括支援、短期入所、相談支援)

(4) 平成31年度サービス管理責任者研修の改正について

平成31年4月以降サービス管理責任者研修の体系が改正されました。その内容は以下のとおりです。



・平成30年度までの研修体系(旧体系)の新研修前の資格でも引き続きサービス管理責任者として従事することが可能です。ただしこの場合、5年間に更新研修を修了し、以降5年ごとの更新研修を受講しなければならない。

・実務経験を満たす者が平成31年4月1日以降3年以内に基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間に実践研修を修了しなければならない。

・旧体系の研修修了者または実践研修修了者が更新研修を5年以内に受講できなかった場合は、実践研修を改めて受講する必要がある、修了証明書の交付を受けた日より再度サービス管理責任者として従事が可能です。(更新研修を受講すべき期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了しその証明書の交付を受ける日まではサービス管理責任者としての従事不可。)

・既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、実務経験を満たす者でない基礎研修修了者も2人目以降のサービス管理責任者として配置でき、個別支援計画の原案の作成が可能となっています。

9 各職種の兼務について

(1) 管理者

管理者は原則専従です。ただし、事業所の管理運営上支障がないと認められる以下の場合には、兼務可能です。

NO.	サービス種別	兼務可能な範囲
1	居宅介護	<ul style="list-style-type: none">① 当該指定居宅介護事業所の従業者② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に当該他の事業所又は施設等がある場合の当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者③ 1～4を同一事業所で実施する場合の管理者及び従業者
2	重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none">① 当該指定重度訪問介護事業所の従業者② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に当該他の事業所又は施設等がある場合の当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者③ 1～4を同一事業所で実施する場合の管理者及び従業者

3	同行援護	<ul style="list-style-type: none"> ①当該指定同行援護事業所の従業者 ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に当該他の事業所又は施設等がある場合の当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者 ③1～4を同一事業所で実施する場合の管理者及び従業者
4	行動援護	<ul style="list-style-type: none"> ①当該指定行動援護事業所の従業者 ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に当該他の事業所又は施設等がある場合の当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者 ③1～4を同一事業所で実施する場合の管理者及び従業者 ④同一事業所において実施する訪問介護及び介護予防訪問介護の管理者及び従業者
5	療養介護	<p>原則専従(※支障がない場合次の業務と兼務可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業所のサービス管理責任者 ②当該事業所の従業者 ③当該事業所以外のサービス管理責任者 ④当該事業所以外の従業者
6	生活介護	5を準用

7	短期入所	5を準用
8	重度障害者等包括支援	1を準用
9	施設入所支援	日中実施するサービスを準用
10	自立訓練(機能・生活)	5を準用
11	宿泊型自立訓練	5を準用
12	就労移行支援	5を準用
13	就労継続支援A型	5を準用
14	就労継続支援B型	5を準用
15	就労定着支援	5を準用
16	自立生活援助	5を準用
17	共同生活援助	5を準用
18	児童発達支援	①当該指定児童発達支援事業所の従業者 ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に当該他の事業所又は施設等がある場合の当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者
19	医療型児童発達支援	18を準用

20	放課後等デイサービス	18を準用
21	居宅訪問型児童発達支援	18を準用
22	保育所等訪問支援	18を準用
23	相談支援(一般・特定・障害児)	原則専従(支障がない場合次の業務と兼務可能) ①当該事業所の従業者 ②併設する事業所の従業者

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者の兼務については、次のとおりです。

No.	サービス種別	兼務可能な範囲
1	居宅介護	①当該指定居宅介護事業所の管理者 ②1～4を同一事業所で実施する場合の管理者及び従業者
2	重度訪問介護	①当該指定重度訪問介護事業所の管理者 ②1～4を同一事業所で実施する場合の管理者及び従業者
3	同行援護	①当該指定同行援護事業所の管理者 ②1～4を同一事業所で実施する場合の管理者及び従業者
4	行動援護	①当該指定行動援護事業所の管理者 ②1～4を同一事業所で実施する場合の管理者及び従業者

5	重度障害者等包括支援	①管理者
---	------------	------

(3) サービス管理責任者

サービス管理責任者は原則常勤専従であり、直接サービスを提供する従業者と異なる者でなければなりません。サービス提供に支障がない場合は兼務が可能となっています。

取扱いについては、次のとおりです。

No.	サービス種別	兼務可能な範囲
1	療養介護	<p>原則専従(ただし、支障がない場合は兼務可能)</p> <p>①当該療養介護事業所の他の職務</p> <p>※常勤換算上、当該サービス管理責任者のほかの職務に係る勤務時間を算入することはできない。</p>
2	生活介護	<p>原則専従(ただし、支障がない場合は兼務可能)</p> <p>①当該生活介護事業所の他の職務</p> <p>※1:常勤換算上、当該サービス管理責任者のほかの職務に係る勤務時間を算入することはできない。</p> <p>※2:定員が20人未満である場合は、当該サービス管理責任者のほかの職務に係る勤務時間を算入することができる。</p> <p>※3:例外的扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認めない。</p>

3	自立訓練(機能・生活)	2を準用
4	宿泊型自立訓練	2を準用
5	就労移行支援	2を準用
6	就労継続支援A型	2を準用
7	就労継続支援B型	2を準用
8	就労定着支援	2を準用 ※なお、サービス管理責任者として配置される就労定着支援事業所の就労定着支援員とは兼務不可
9	自立生活援助	2を準用 ※なお、サービス管理責任者として配置される自立生活援助事業所の地域生活支援員とは兼務不可
10	共同生活援助	①当該事業所の世話人 ②当該事業所の生活支援員 ③当該事業所の管理者 ※入居定員が20人以上の場合、できるだけ専従のサービス管理責任者の確保に努めること。
11	多機能型事業所	サービス種別ごとのサービス管理責任者を兼務可能

(4) 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者は原則1人以上が専任かつ常勤であり、直接サービスを提供する従業者と異なる者でなければなりません。なお、同一事業所内の管理者との兼務は認められます。

(5) 従業者

従業者の兼務については、次のとおりです。

No.	サービス種別	兼務可能な範囲
1	居宅介護	兼務は可能であるが、(1)及び(2)の基準を参照
2	重度訪問介護	兼務は可能であるが、(1)及び(2)の基準を参照
3	同行援護	兼務は可能であるが、(1)及び(2)の基準を参照
4	行動援護	兼務は可能であるが、(1)及び(2)の基準を参照
5	療養介護	兼務は可能であるが、勤務した実態に合わせて常勤換算に算入すること。 (1)及び(3)の基準を参照すること
6	生活介護	5を準用
7	自立訓練(機能・生活)	5を準用
8	宿泊型自立訓練	5を準用

9	就労移行支援	5を準用
10	就労継続支援A型	5を準用
11	就労継続支援B型	5を準用
12	就労定着支援	5を準用 ※なお、就労定着支援員として配置される就労定着支援事業所のサービス管理責任者とは兼務不可
13	自立生活援助	5を準用
14	共同生活援助	5を準用
15	児童発達支援	5を準用 ※なお、児童発達支援センターについては原則兼務不可 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、以下の職種については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 ①栄養士、②調理員
16	医療型児童発達支援	原則専従 ※ただし、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
17	放課後等デイサービス	5を準用

18	居宅訪問型児童発達支援	5を準用
19	保育所等訪問支援	5を準用
20	相談支援(一般・特定・障害児)	<p>原則専従(支障がない場合次の業務と兼務可能)</p> <p>①当該事業所の管理者</p> <p>②併設する事業所の従業者</p> <p>※当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。</p>

1 介護給付費等の算定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)」に基づき算定する単位数に「厚生労働省大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となります。

また、本市においては、「その他地域」に該当するため、一単位の単価は100分の100となります。(1単位=10円)

なお、報酬算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年障発第1031001号)」に定められているため、当該事項に留意しながら算定してください。

(1) 届出の受理について

サービス種類ごとに1件書類の提出を受けるものとし、(多機能型事業所においては一括提出で可)要件審査(届出があった日から2週間程度)を行い、要件を充足せず、補正にも応じない場合は不受理として返戻いたします。

指定権者への事前届出が必要な加算で、算定されなくなる場合の届出については、当該事由が生じた日から当該加算等の算定を行わないものとし、速やかにその旨を届出してください。

事前届出が必要な加算について、届出を行わず当該加算の請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は返還措置を講ずるものとし、悪質な場合には指定取消し等の対処を行います。

不当利得分を市町村へ返還することとなった事業所においては、返還と同時に介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を返還金に係る計算書を付して返還してください。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り保存しておいてください。

(2) 届出に係る加算等の算定開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるもの)については、利用者等に周知する期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

本市においては、年度当初(4月)については、前年度の実績が算定根拠に係る算定については、この限りでなく、毎年度通知等を根拠に取扱いを行ってください。

なお、利用者へは、運営規程(別紙等)に明記している算定根拠及び重要事項説明書の算出根拠をもって周知してください。なお、別途通知等により周知することは差し支えありません。

(3)届出に添付する資料等

当該事由の届出については、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(参考様式14)、介護給付費等体制等状況一覧表等(参考様式-14-1、その他参考様式14の各号)、従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(様式14-2)、または障害児通所・入所給付費等算定に係る体制届出書(様式18)、障害児通所・入所給付費等算定に係る体制等状況一覧表等(別紙1、その他別紙3～21)、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙2)に必要となる各種加算の届出及び根拠資料等を付して福祉監査課へ提出願います。

なお、介護給付費等体制状況一覧表に記載にない加算の届出等については、障がい福祉課障がい給付係にお問い合わせのうえ、届出等が必要なものについては、提出等願います。

2 介護給付費等の請求について

(1) 請求について

介護給付費等の請求は、福島市から支払事務の委託を受けた福島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットによって行っていただきますので、インターネット請求ができる環境を整えるとともに、国保連合会に対して、必要な手続きを行う必要があります。

(2) 指定後の流れについて

①	国保連合会からインターネット請求において必要な「テストID」「仮パスワード」「電子証明書用発行パスワード」を記載した通知と「請求及び受領に関する届出書」が郵送されます。
②	「請求及び受領に関する届出書」に必要事項を記入し、国保連合会に返送。
③	国保連合会から、「本番運用のID、仮パスワード」が届きます。「簡易入力ソフト(請求データの作成及び送信を行うソフトウェア)」「操作マニュアル」をダウンロードしてください。 ※なお、電子証明書の発行には手数料がかかります。

(3) 請求・支払の時期について

介護給付費等の請求は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、インターネットにより行ってください。介護給付費等の支払いは、原則としてサービスを提供した月の翌々月の15日(※15日が土日祝日の場合は前営業日)となります。

事業開始後、約2か月半の間は介護給付費等が支払われませんので、ご注意ください。

(4) 問い合わせ先

インターネット請求に係る準備作業や各種手続き、簡易入力システムへの入力方法などについては、下記ホームページ掲載の様式を使用し、FAXで国保連にお問い合わせください。

●福島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者総合支援担当
http://www.fukushima-kokuho.jp/pdf/kaigo/jiritsu_3-9v01_00.pdf
電話:024-523-2822 ファックス:024-528-0989

3 障害福祉サービス事業等開始届について

指定障害福祉サービス事業所等として指定された場合は、障害者総合支援法第79条第2項及び児童福祉法第34条の3第2項の規定に基づき、事業を開始する前に事業開始届出書を提出してください。

4 主たる対象者の特定について

障害者総合支援法においては、事業者は、障がいの種別にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するため、やむを得ないと認められる場合においては、対象とする障がいの種別(主たる対象者)を特定して事業を実施することも可能とされています。その際の主たる対象者特定の方法については、下記のとおりです。

- ・運営規程において規定する。
- ・指定申請の際に、「主たる対象者(障がいの種別)」と「主たる対象者を特定する理由」を記載した「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」(参考様式あり)を添付する。
- ・理由は、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるもの(対象としない障がいの種別についてサービス提供ができない理由)である必要がある。
(例)知的障がい者に対するサービス提供実績がないため

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは、正当な理由がなければサービス提供を拒否できません(応諾義務がある)が、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込があり、サービス提供を行うことが可能な場合には、利用申込者に対する主たる対象者を定めている理由を説明したうえで、サービスを提供しても差し支えありません。

5 人員配置基準に必要な項目の算出方法について

(1) 利用者数＝前年度の平均利用者数(新規指定の場合は推定数)

ア	基本	前年度の全利用者延べ数／開所日数(小数点第2位切り上げ)	
イ	開所もしくは定員増	前年度実績6月未満 (※実績無し含む)	定員の90%
		定員増の場合	前年度の全利用者延べ数／開所日数＋定員増した人数×90%
		前年度実績6月以上1年未満	直近6か月の全利用者延べ人数／6か月間の開所日数
ウ	定員減	減少後実績が3月以上の場合	減少後3か月間の利用者の延べ数／3か月間の開所日数

(2) 平均障害支援区分

【算出方法】(平成18年厚生労働省告示第542号より)

{(区分2:利用者数×2)+(区分3:利用者数×3)+(区分4:利用者数×4)+(区分5:利用者数×5)+(区分6:利用者数×6)}／総利用者数

※1:小数点第2位以下四捨五入

※2:前年度実績1年未満(実績無し含む)の場合は、合理的推定方法による。

6 利用者との契約等について

(1) 契約者について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みですので、利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。

(2) 契約にあたって事業者が行うべき事項について

①重要事項の説明	サービスの利用申し込みに際して、事業者・施設の目的、運営方針、事業者・施設の概要及び職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、利用申込者が事業者へ支払うべき費用の内容など、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、書面（※電磁的記録を含む）を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供を受けることに利用者の同意を得なければなりません。
----------	--

<p>②契約の締結</p>	<p>市町村の支給決定を受けた利用者と事業者・施設の間で、サービスの利用に係る契約を締結する必要があり、原則として書面（※電磁的記録を含む）で行う必要があります。</p> <p>なお、社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害者支援施設：第一種社会福祉事業、障害福祉サービス事業：第二種社会福祉事業）の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、以下の事項を記載した書面（※電磁的記録を含む）を交付しなければなりません。</p> <p>ア 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容 ウ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ その他厚生労働省令で定める事項</p>
<p>③その他の留意事項等</p>	<p>上記①②以外に、事業者・施設として行わなければならない事項として、利用者の受給資格の確認、サービス提供の記録、利用者負担額の受領及び領収証の交付、代理受領による介護給付費等が支払われた際の利用者への通知、個別支援計画の作成等があります。各指定基準省令や市条例、市集団指導資料等を確認し、事業運営を行ってください。</p>

7 変更届等の提出について

指定障害福祉サービス等事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を福祉監査課に届出してください。

届出書の様式については、次のとおりです。

事由等	提出時期	様式(障がい者)	様式(障がい児)
指定申請書	事業開始希望日の前々月の10日まで	様式第1号	様式1
指定更新申請書	指定有効期限満了日の前月の10日まで	様式第1号	様式1
(指定) 変更申請書	特定障害福祉サービスの量(定員)を増加する場合は、増加希望日の前々月の10日まで	様式第2号	様式2
変更届出書	変更があった日から10日以内	様式第3号	様式3
廃止・休止・再開届出書	休止・廃止をする日の1月前	様式第4号	様式4

※1:なお、すでに共同生活援助の指定を受けている事業所で、あらたに住居を追加する事業所については、設備等の基準要件に合致するか確認するため、新規指定時と同様に事前協議を行います。事業追加の3か月以上前までに事業計画書等を提出したのち、審査終了後、変更届出書の提出となりますので留意願います。

※2:介護給付費等の算定に係る変更については、上記の提出時期と異なりますので留意願います。61ページ記載の「IV その他の手続き等、1 介護給付費等の算定について」を参照願います。

※3:変更届出の提出期限を過ぎての届出が多数見受けられます。提出期限をよく確認して届出してください。なお、変更のあった日から10日を過ぎた届出を行う場合は、遅延理由を簡潔に示した理由書(任意様式)を変更届出書と併せて添付してください。

8 業務管理体制整備に係る届出について

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(平成24年4月1日施行)により、障害福祉サービス事業者等の不正事案の再発を防止し、障害福祉サービス事業等の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備を義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設及び不正事業者による処分逃れ対策などが規定されています。

平成24年4月から、障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられております。

指定を受けた事業者は、速やかに届出するようにしてください。なお、変更が生じた場合及び届出先が変更となる場合も区分の変更又は事項の届出書を提出してください。

届出に必要な様式等につきましては、福島市ホームページに掲載していますので、ダウンロードのうえ提出してください。

●ホーム＞健康・福祉＞福祉・介護＞障がい者福祉＞障がい児・者のための福祉サービス＞業務管理体制(事業者向けページ)に掲載してあります。

(1)届出の内容

対象となる指定障害福祉サービス事業者	届出事項
すべての事業者	事業者の名称又は氏名 事業者の主たる事務所の所在地 事業者の代表者の氏名・生年月日・住所・職名 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
事業所・施設数が20以上の事業者	上記に加え「法令遵守規程」の整備規程」の整備
事業所・施設数が100以上の事業者	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(2)届出先

区 分	届出先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市
すべての事業所等(障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者	中核市
上記以外の事業者	都道府県

9 情報公表制度について

事業者は、実施する障害福祉サービス等の情報を市長に報告及び公表しなければなりません。(※障害者総合支援法第76条の3)

新規指定を受けた事業所新規指定を受けた事業所については、登録を必ず行い情報を公表してください。

また、WAMNET(ワムネット)は、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取り組み状況などに関する情報をわかりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。

●ワムネットサイト

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>